

# 会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成28年6月9日（第1日目）

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから、平成28年平泉町議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより6月会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

はじめに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会6月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、監査委員から平成28年2月分から4月分までの現金出納検査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、本定例会6月会議に説明員として出席をする者の職、氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

次に、報告事項については、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

議 長（佐藤孝悟君）

続いて、一部事務組合議会議員から一部事務組合議会の報告を求めます。

一関地区広域行政組合議会の報告を願います。

一関地区広域行政組合議会議員、升沢博子議員。

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

それでは、23ページをお開きください。

一関地区広域行政組合議会報告書。

一関地区広域行政組合議会について、その概要を次のとおり報告いたします。

平成28年6月9日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。一関地区広域行政組合副議長、升沢博子。議員、真竈光幸。

その裏ページをお開きください。

第30回一関地区広域行政組合議会定例会。平成28年3月24日。場所は一関市役所。

付議事件について説明をいたします。

まず、24ページでございます。

議案第1号 一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例の制定について。

一関地区広域行政組合行政不服審査会等条例を次のとおり制定する。一関地区広域行政組合行

政不服審査会等条例。

以下の条例の内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、25ページをお開きください。

議案第2号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

改正点につきましては、詳細はお目通しをお願いいたします。

次に、29ページをお開きください。

議案第3号 一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例の制定について。

一関地区広域行政組合職員の退職管理に関する条例を次のとおり制定する。

条例の内容については、お目通しをお願いいたします。

続きまして、31ページでございます。

議案第4号 一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

一関地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

改正点につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、52ページをお開きください。

議案第5号でございます。一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

一関地区広域行政組合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める一部を改正する条例を次のとおり制定する。

改正点につきましては、お目通しをお願いいたします。

次に、56ページをお開きください。

議案第6号でございます。平成28年度一関地区広域行政組合一般会計予算。

平成28年度一関地区広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23億1,258万6,000円と定める。

裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。款の金額をもって報告いたします。1款分担金及び負担金、18億5,327万4,000円。2款使用料及び手数料、1億9,441万6,000円。3款国庫支出金、1,643万8,000円。4款財産収入、615万3,000円。5款寄附金、1,000円。6款繰入金、7,363万9,000円。7款繰越金、1,000円。8款諸収入、1億6,866万4,000円。歳入合計は23億1,258万6,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、213万3,000円。2款総務費、6,219万2,000円。3款衛生費、20億9,413万9,000円。

4 款公債費、1 億4,412万1,000円。5 款諸支出金、1,000円。6 款予備費、1,000万円。歳出合計が23億1,258万6,000円でございます。

事項別明細書以下については、お目通しをお願いいたします。

次に、74ページでございます。

議案第7号 平成28年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計予算。

平成28年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ145億7,392万5,000円。サービス勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,677万8,000円と定める。

次に、裏をお開きください。

第1表、歳入歳出予算。事業勘定でございます。

歳入。款の金額をもって説明いたします。1 款保険料、25億3,616万円。2 款分担金及び負担金、21億5,269万9,000円。3 款使用料及び手数料、20万円。4 款国庫支出金、36億2,580万5,000円。5 款支払基金交付金、39億937万6,000円。6 款県支出金、20億7,843万2,000円。7 款財産収入、25万9,000円。8 款繰入金、2 億7,049万5,000円。9 款繰越金、1,000円。10 款諸収入、49万8,000円。歳入合計が145億7,392万5,000円です。

裏をお開きください。

歳出でございます。1 款総務費、3 億3,071万2,000円。2 款保険給付費、138億9,797万1,000円。3 款基金積立金、25万9,000円。4 款地域支援事業費、3 億4,158万3,000円。5 款公債費、40万円。6 款諸支出金、200万円。7 款予備費、100万円。歳出合計、145億7,392万5,000円です。

次に、76ページのサービス勘定。

第1表、歳入歳出予算。

歳入でございます。1 款サービス収入、3,674万1,000円。2 款繰入金、1,000円。3 款繰越金、1,000円。4 款諸収入、3 万5,000円。歳入合計が3,677万8,000円でございます。

裏のページをお開きください。

歳出。1 款サービス事業費、3,602万7,000円。2 款諸支出金、1,000円。4 款予備費、75万円。歳出合計が3,677万8,000円でございます。

事項別明細その他については、お目通しをお願いいたします。

次に、92ページでございます。

議案第8号 平成27年度一関地区広域行政組合一般会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度一関地区広域行政組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,579万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,413万4,000円とする。

詳細につきましては、お目通しをお願いいたします。

続きまして、95ページ、議案第9号でございます。

平成27年度一関地区広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度一関地区広域行政組合の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところ

ろによる。歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ148万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億8,502万8,000円とする。

以下、詳細については、お目通しをお願いいたします。

次に、97ページでございます。

議案第10号 あっせんの申立てについて。

次のとおりあっせんの申立てをするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成28年3月24日提出。

1、申立先は、原子力損害賠償紛争解決センターでございます。

2、申立人及び相手方は、申立人、一関地区広域行政組合。相手方は、東京電力株式会社、代表執行役社長、廣瀬直己でございます。

3、申し立ての趣旨及び原因については、お目通しをお願いいたします。

この10議案は、全て原案のとおり可決となりました。

続きまして、第31回一関地区広域行政組合議会臨時会が、平成28年5月20日、一関市役所において行われました。付議事件に関しまして、説明を申し上げます。

99ページでございます。

議案第11号 一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

一関地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

条例の改正点については、詳細はお目通しをお願いいたします。

続いて、100ページでございます。

議案第12号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合規約の一部変更に関する協議について。

このことに関しましても、詳細はお目通しをお願いいたします。

この2議案についても、原案のとおり可決となりました。

なお、議案の審議に先立ち、31回広域行政組合議会臨時会におきまして、欠員となっておりました副議長につきまして選挙が行われ、私、升沢博子が広域行政組合議会副議長に選任されましたことをご報告いたします。

以上、報告を終わります。

議長（佐藤孝悟君）

以上で一部事務組合議会議員からの報告を終わります。

続いて、町長から行政報告をお願いします。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、行政報告をさせていただきます。

102ページをお開き願います。

3月11日、3.11平泉浄土のあかり in 毛越寺が開催されております。東日本大震災から丸5

年ということで、民間団体とともに、町も一緒になって、震災の早期復興と、そして、多くの犠牲になられた方々の冥福をお祈り申し上げたところでもあります。

3月15日、町総合計画策定委員会が開催されております。

3月18日になりますが、町男女共同参画推進委員会並びに町総合発展計画審議会、町政調査会の総会が開催されております。

3月23日、おうしゅうグリーンツーリズム推進協議会10周年の記念式典が奥州市で開催されております。特に、平泉のグリーンツーリズム推進協議会も奥州市グリーンツーリズム推進協議会と一緒に推進いたしているところから、平泉からも多くの方々に出席をしていただいております。

3月25日、自主防災連携組織が発足をいただいているところでもあります。

3月28日、世界遺産登録5周年記念事業実行委員会が開催されております。最終的に、平成28年度の5周年の式典等々を含めながらの5周年事業を審議いただいたところでもあります。

新年度に入りまして、4月4日を皮切りに、町長と各課のヒアリングを行っております。

4月12日になりますが、中華航空の会長並びに台湾の旅行業者6社が来県いたしまして、花巻市で歓迎レセプションを行っております。岩手県を訪れるインバウンドの6割強が台湾観光ということで、定期便を来年から就航させるに目指しまして、本年まで3年間、定期的にチャーター便を就航させていただいたところでもあります。いよいよ、本年11月頃に中華航空のほうで発表になると思いますが、来年から季節的な定期便の就航となることを大変ご期待を申し上げたいというところでもあります。

4月15日、長島少年消防クラブの入団式が行われております。

4月19日、定例会4月会議が行われております。

4月23日、西行桜の森まつり植樹会が開催されております。5年事業のスタートの事業ということになります。多くの方々に西行桜の森にご出席をいただき、さらに植樹会等もしていただきながら、西行桜の森をいずれは桜で埋め尽くす、そういう森にするという、皆さんで意識を確認し合ったところでもあります。

4月28日に、第2回の4月会議が開催されております。と同時に、アグリ平泉設立の10周年の式典が行われております。

5月12日、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設狐禅寺地区住民説明会、一関市で開催されておりますが、先ほども組合の報告がございましたが、私自身も地区管理者ということになっておりますので、真滝地区5カ所の会場の説明会に同席させていただき、皆様方の多くのご意見を、ご要望等々も含めながら拝聴したところでもあります。

5月14日、道の駅平泉安全祈願祭が開催されております。いよいよ、道の駅の本格的な工事のスタートということになります。

5月17日、町内建設業者との懇談会をさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、5月18日になりますが、東稲吟社というところで発行されております句誌たばしねが600号の記念ということで、式典が開催されております。歴史を掘り

出せば、50年以上の歴史があると聞いておりますが、発刊から約50年の式典ということで、私自身も参加させていただきました。

5月20日になります。100歳の到達者記念品の贈呈ということで、14区、月舘になりますが、岩淵ヒサさんの100歳の誕生日ということで、お祝いに駆けつけたところであります。

5月22日、毛越寺曲水の宴、5月23日、いわて南牛振興協会の総会が開催されております。

5月26日、太陽光発電設備設置工事起工式が現地で行われております。正式に工事がスタートすることになりました。

5月28日、ライスアート in ひらいずみが開催されております。訂正願いますのは、場所が「役場」とありますが、ご承知のとおり、高館橋付近の圃場であります。ご訂正を願いたいというふうに思います。

6月5日、産直ひろば日曜市直売所開店セレモニーが開催されております。今年の11月までの毎週日曜ということになりますが、初日も多くの、出品者もですが、買い物に来る方々、町内から相当でありましたが、みえられておりました。今後もおなご一層、今後の道の駅開設にあたって多くの力を注いでいただけるものと大変ご期待を申し上げるところであります。

以上で私からの報告とさせていただきます。

議長（佐藤孝悟君）

以上で町長の行政報告を終わります。

これで諸報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、真竈光幸議員及び6番、高橋伸二議員を指名します。

---

議長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本定例会6月会議の会議期間は、本日から6月16日までの8日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤孝悟君)

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日から6月16日までの8日間に決定しました。

なお、会議期間中の会議予定につきましては、お手元に配付した会議日程表によりたいと思いますのでご了承願います。

---

議長(佐藤孝悟君)

日程第3、請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

3番、阿部圭二議員。

3番(阿部圭二君)

請願第1号。

2016年5月31日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願。

請願者、団体名、全日本年金者組合岩手県本部。住所、盛岡市本町通2の1の36、浅沼ビル。代表者、山田勝哉。団体名、全日本年金者組合一関支部。住所、一関市竹山町6の1、両磐労連気付。代表者、佐藤一則。

紹介議員、平泉町議会議員、阿部圭二。平泉町議会議員、高橋伸二。

2016年5月30日。平泉町議会議長、佐藤孝悟様。全日本年金者組合岩手県本部執行委員長、山田勝哉。全日本年金者組合一関支部支部長、佐藤一則。

若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願

貴職におかれましては、平泉町民の生活向上と福祉増進のためご尽力されていることに敬意を表します。

厚生労働省は、一昨年の全国消費者物価2.7%、賃金2.3%上昇を受けて、本年4月から年金を0.9%増額改定しました。これは、本来なら物価上昇にリンクして2.7%増額すべきところを、2004年の年金法の改定を受け、より低い賃金上昇率2.3%から年金の特例水準の解消のためとする0.5%を減じた上に、マクロ経済スライドの初の適用でさらに0.9%減額し、結果として0.9%の増額改定にとどめたことによるものです。

その上、政府・厚生労働省は、少子化と平均余命の延びを理由に、マクロ経済スライドを使ってこの先30年間も年金を下げ続けることを見込んでおり、この仕組みをデフレ経済下でも適用できるようにする法改定を狙っています。

年金の実質的な低下は、消費税増税、物価上昇、住民税、医療・介護保険料の負担増のもとで、高齢者・年金生活者にとってはダブルパンチとなり、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらし、憲法で保障された生存権を脅かしています。

年金の削減は高齢者だけの問題ではなく、低賃金の非正規雇用で働く若者や女性が2,000万人にも増大し、年収200万円以下のワーキングプアが100万人を超える異常な状態となる中、将来の年金生活者にとっても大変深刻な問題です。

今、若者に必要なことは、非正規雇用から正規雇用への切りかえ、最低賃金の大幅引き上げであり、現在と将来の生活に明るい見通しを示し、非婚・晩婚、少子化に歯止めをかけることです。

年金は、そのほとんどが消費に回ります。年金の引き上げは、地域経済と地方財政に与える影響は大きく、自治体の行政サービスにも直結する問題となっています。年金が増えれば、地域の消費も増え、地方財政が増加し、高齢者の医療や介護の負担を低減できる好循環になります。

私たち年金者組合は、高齢者が地域で安心・安全、健康で生きること、地域の繋がりともちづくりに貢献できることを願っています。

つきましては、年金問題にかかわる私たちの切実な要求である下記事項について意見書を採択し、地方自治法99条に基づいて、国会、または行政関係省庁に送付されるよう請願します。

記。1、年金の隔月支給を国際水準並みに毎月支給に改めること。2、年金を毎年下げ続けるマクロ経済スライドを廃止すること。3、全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現すること。4、年金支給開始年齢はこれ以上に引き上げないこと。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

これで紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。

この請願については、議会運営委員会の協議に基づき、議長において所管の常任委員会に付託し、審議することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号 若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める請願は、総務教民常任委員会に付託し、審議することに決定しました。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第4、報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、最初に、報告案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第5号 繰越明許費繰越計算書についてでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度繰越明許費に係る歳出予算の繰り



越しについて、議案書2ページの別紙のとおり報告しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば、発言願います。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

---

議 長（佐藤孝悟君）

日程第5、議案第33号から日程第10、議案第38号までの条例案件2件、補正予算案件4件、以上、合計6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、条例案件2件、補正予算案件4件、計6件につきましてご説明を申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第33号 平泉町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部が改正されたため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、議案書4ページをお開き願います。

議案第34号 平泉町地域振興施設設置条例でございます。

提案理由でございますが、道の駅平泉地域振興施設を設置するため、制定しようとするものでございます。

次に、議案書7ページをお開き願います。

議案第35号 平成28年度平泉町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度平泉町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,187万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,487万4,000円としようとするものでございます。

次に、議案書の24ページをお開き願います。

議案第36号 平成28年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度平泉町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,016万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,536万8,000円としようとするものでございます。

次に、議案書27ページをお開き願います。

議案第37号 平成28年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成28年度平泉町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,018万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,868万1,000円としようとするものでございます。

次に、議案書30ページをお開き願います。

議案第38号 平成28年度平泉町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

第1条、平成28年度平泉町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平泉町水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出のうち資本的収入の予定額を次のとおり補正する。第1款資本的収入、第1項企業債1,100万円。第3項出資金、1,100万円の減。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

ただいま説明のあった議案につきましては、最終日の本会議で担当課長の補足説明を求め、議決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号から議案第38号まで、条例案件2件、補正予算案件4件、以上、合計6件につきましては、最終日の本会議で議決することに決定しました。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

日程第11、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

通告1番、真竈光幸議員、登壇質問願います。

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

平泉町議会議員としての初めての一般質問をさせていただきます。

今回、質問をさせていただきますのは、3件であります。中でも、集落営農の件では質問が多

岐にわたりますが、重要な件でございますので、一つ一つ丁寧なご答弁をお願いしたいと思います。

さて、初めての質問、大きな質問の1番でございます。通告しておりますのは、鳥獣害被害についてでございます。

さきに議長に許可をいただきまして資料をお手元に配付させていただいておりますので、その写真資料を見ながら、まず、状況説明をしたいと思います。

この件については、5月21日の平泉小学校の運動会におきまして、来賓で参観をされておりました戸河内3区の区長さん、菅原様から、ニホンジカ、イノシシの被害が大変ひどいということでの情報が寄せられまして、5月27日に現地を訪れて検分をしてきたものでございます。

イノシシの被害状況であります。写真番号の1番が、それが転作の牧草地の被害状況でございます。写真番号の2、3、4、6につきましては、田植え後の攪拌された被害状況であります。若干、水がこの時期多いので、少し見えづらくなっておるかもしれませんが、かなりの広範囲な攪拌被害が行われております。場所は、戸河内、南沢、広滝、馬場、長倉地区等、広範囲にわたっております。区長さんの話によりますと、沢田橋から500メートル間隔ぐらいで被害が及んでいるということでございました。これは、イノシシの習性として、テリトリー、行動範囲が大体半径250メートルぐらいのところを活動するということだそうでございます。出没しますのは、主に日没後の薄暮時、特にも、雨の前の日が非常に活発だということでございました。

馬場地区の千葉康彦さんにお話を伺いました。イノシシは、攪拌した場所を再三、同じ箇所に来る、同じ圃場に来るということでございました。それで、対策としては、農林振興課のほうから電気柵及びそのほかのことについての相談を再三されておるということですが、なかなか効果がないということで、それで、非常ににおいを嫌うといいますが、犬並み、人の8,000倍の嗅覚能力があると言われているイノシシでございますので、周辺に石灰窒素をまいたところ、においが嫌で来なくなったという圃場もあったという事例がございました。

その後、6月6日の朝に、また区長さんのほうから電話をいただきまして、シカが出てきたという話でございました。イノシシの状況も、資料の写真よりも激しくなっております。また、ニホンジカにつきましては、食害が、この圃場、まだ若葉の水稲の部分丸ごと食っちゃうということで、イノシシの後に鹿に食われるという、大変耕作意欲が失われかねない状況につきまして、この対策について2件質問いたしたいと思っております。

(1)として、このイノシシ、ニホンジカによる農地・農産物への被害への対応について、長期的な対策をどのように講じていく考えかをお聞きいたします。

2つ目といたしまして、周辺に散布して効果があるとされます石灰窒素等の薬剤などの支給、または実施をする考えがないかをお伺いいたします。

次に、質問の大きな2番目でございます。集落営農の支援についてでございます。

今般の新平泉町総合計画後期基本計画の1番、農林業の振興基本方針に、持続的な営農体制を構築するため、次代の農業を担う多様な後継者を育成し、地域で農業を支える地域営農組織の設立や機能強化を図りながら、活力ある地域づくりを推進しますとうたっております。その主要

施策であります集落における営農組織の設立、平成32年までの5年間で、集落営農組織数3組織の設立を具体的な目標数として掲げてございます。この件について、8件の質問を行いたいと思います。

1つ目には、組織設立支援の具体的な方策をお示しいただきたいと思います。

2つ目に、集落営農を構成する農業集落はどのぐらいの規模が望ましいと考えているのか。

3つ目といたしまして、設立するにあたりまして、各集落に対する現状と意向調査の必要性をどう考えているかを伺います。

4つ目に、組織営農の要件であります共同販売経理の課題があるとの認識があるかを伺います。

5つ目に、組合経理担当者が構成員に分配する際に必要なデータの入手方法についてどう捉えられているか、考えをお伺いいたします。

6つ目に、農協・共済組合などとの連携をどのように考えていらっしゃるか、伺いたいと思います。

7つ目に、組織営農を設立した際の個々の農家が保有する農業機械の買い取りについてのあり方をどのように考えるかを伺います。

8つ目に、個人が保有する農業機械を営農組織に有償・無償譲渡した場合の組織側の課税に関する減免措置はとれるかどうかをお伺いいたします。

3番目の大きな質問でございます。道の駅についてであります。

平泉のビッグプロジェクトと言ってもいいかと思いますが、現在2つ取り組まれておりますが、その一つに、この道の駅の問題がございます。この件については様々な課題があることも承知してございますが、そのことへの質問はまた別の機会といたしまして、この平泉の命運をかけたと言っても大袈裟ではない取り組みを成功に導いていただくために、どんな方策があつて、どんな課題があるかについて質問をいたしたいと思います。

1つには、出品農産物が確保できるのかという基本的な課題であります。平泉の畑作農家数及び生産面積は、平成2年に1,124戸、1万3,070アールでございます。平成22年の農業センサスにおきましては、608戸、1万2,901アールで、農家数が半減してございます。作付面積等の畑地の面積があまり変わらないということは、この考察をしますと、販売額が増えていないということから、販売農家も農家数と同一に減少していて、自家消費及び耕作放棄も進んでいるのかなと見ることができると思われます。そのような農業センサスのデータから見れば、多品種で高品質の野菜類・農産物を安定した数量で出品できることのできる農家の確保をどのようにするかというのが課題であります。

道の駅の整備事業資金として活用するプロ交、いわゆるプロジェクト交付金の交付要件といたしまして、地域産品の売上高が全体売上金額の70%をクリアしなければいけないという大変大きな宿題を抱えている状況の中で、地場農産物をどのように確保できるめどの完全に立たないままに、この交付金を財源としていることの危機意識をどれだけお持ちなのかを懸念するところでもあります。そこで、農産物を道の駅に安定した品種・数量を供給するための方策といたしまして、2点質問いたします。

1つは、さきに2番目の大きな質問をいたしました集落営農組織と中山間地域等直接支払制度に取り組んでおります集落協定への出品協力体制を構築する考えはとらないかということをお伺いいたします。

2つ目には、中山間集落協定を組織して、直接支払制度の参加をして交付金を申請する場合、交付金を受け取る交付要件として、その要件のプランを選択しなければなりません。その要件を満たす活動内容についてであります。2つございます。

1つ目には、農業生産活動などを継続するための活動、いわゆる農地・水路などの一般的に草刈りをするということでの選択肢でございます。

2つ目には、体制整備をするために、前向きな活動として、3つの要件、A、B、Cの要件がございます。そのうちのA要件、農業生産物の向上として、1つ目機械・農作業の共同化、2つ目、高付加価値型農業、3つ目に生産条件の改良、4つ目に担い手への農地集積、5つ目に担い手への農作業の委託。この中の1番の農作業の共同化及び2番目の高付加価値型農業に、この農産物の出品販売を加味できないかというものでございます。

これは、同じくB要件の中に農産物の加工販売というものがございまして、これを1つ選択すればクリアできることになっておりますが、加工販売というと、なかなかそれもハードルが高いこともあって、この場合の加工販売の加工の中にも、プラス出品をするということの、いわゆる販売部分での農産物の取り扱いについて平泉型としての要件緩和ができないものか。そうしますと、農産物につきましてはかなり出品の協力体制がとれていくのではないかということから、その可能性がないかを伺うものでございます。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、真籠議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番目の鳥獣害被害についてのご質問の、戸河内地区にてイノシシ・ニホンジカによる農産物への被害の対応について長期的な対策をどのように講じていく考えかのご質問にお答えをいたします。

鳥獣被害につきましては、近年、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカによる農作物被害が全国的に増加傾向にあり、議員ご指摘のとおり、当町においても、戸河内地区や長島地区での鳥獣被害が見受けられるところであります。

町では、平成25年3月に鳥獣被害防止対策協議会を設立し、県の補助事業を活用し、箱わな及びくくりわなの貸し出しを行っているほか、電気柵の購入補助により、農家自身による農作物被害防止対策の意識向上を進めております。また、平泉町在住の猟友会を鳥獣被害対策実施隊に委嘱し、大型鳥獣のパトロールや捕獲や、特にも、熊の出没など人命にかかわる場合は、緊急に出动要請しているところであります。その他、鳥獣捕獲に対する有害鳥獣捕獲期間の延長や範囲の拡大により捕獲を促進し、農作物の被害を最小限に食い止めるよう対応してまいります。

次に、(2) 効果があるとされる石灰窒素などの薬剤支給を実施する考えはないかのご質問にお答えをいたします。

石灰窒素につきましては、そのにおいを鳥獣が嫌うということで効果があると知られているようであり、岩手県において、明確な検証もされていないこともあります。現時点では、薬剤支給の実施については考えておりません。先進事例を調査する中で、こうした事例がよいか、検討してまいりたいと思います。

次に、2番の集落営農組織の支援策についてのご質問の(1) 農林業の振興の主要施策に、集落における営農組織の設立、法人化に向けて支援しますとありますが、組織設立支援の具体的支援策をどのように考えているのかのご質問にお答えいたします。

営農組織の設立意向がある集落などに対して、町や県などの関係機関が連携し、集落営農組織の必要性や運営方法などの説明を踏まえながら、集落に入ってから合意形成や事業計画の検討、規約等の検討など、設立に向けた人的な支援を図ってまいります。また、集落営農組織の設立に向けた各種研修会の参加誘導により、集落における推進役への理解を促成するなど、地域営農組織におけるリーダーの育成・確保を図るとともに、国の農業経営力向上支援事業の活用も検討しながら、集落営農組織の設立に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、(2) になりますが、集落営農を構成する農業集落はどのぐらいの規模が望ましいと考えているかのご質問にお答えをいたします。

望ましい規模につきましては、集落・地区により、人的資源、圃場条件、機械装備等の条件が異なるため、一概に示すものは困難であると認識しておりますが、原則、集落営農は地域単位で農業を行うという観点から、まとまりのよい地域で取り組むのが重要であり、無理に線引きできないものと認識しております。

しかしながら、作業の効率化や共同化を図る観点から、集落の所有している作業機械を最大限活用できる規模は、重要な視点であります。このような視点などを踏まえながら、作付する品目を考え、経営計画を立てられるような集落営農組織の規模が重要であると考えております。

次に、設立するにあたり、各集落に対する意向調査に関しての必要性を考えているかのご質問にお答えいたしたいと思います。

集落営農につきましては、組織化による農作業の受け皿づくりや効率的な作業によるコストダウンなど、農業集落を取り巻く諸問題に対して有効な解決手段であると認識しております。

一方で、各集落の置かれている状況は様々であり、集落営農を行うためには地域での合意形成が最も重要であることから、地域での話し合い・検討などを重ねながら、熟度や必要性の高い集落から組織化に取り組むべきと考えております。その中で、集落ごとに構成員に対する集落での現状把握などのアンケート調査などが必要であり、特にも重要なのは、集落での自発的な取り組みではないかと認識しております。町としても、集落での自発的な取り組みに対し、関係機関と連携しながら、支援を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織営農の要件になる共同販売経理について課題があるとの認識はあるかのご質問にお答えいたします。

組織的な営農を行う上で、共同販売経理は基本となるものと認識しておりますが、岩手県農業研究センターによる「本県の集落営農の特徴と展開方向」によると、県内の集落営農組織は経営所得安定対策を契機に設立された組織が多く、それぞれ経理の一元化、つまり共同販売経理を行う組織であります。構成員個々が自らの機械を用い、所有水田の作業・管理を行う方式が中心であり、経理事務のみの一元化にとどまっております。組織化によるコスト削減、省力効果があられていないことから、集落営農の効果が発揮できていないという問題があると認識しております。

そこで、先ほども申し上げましたが、集落営農においては、共同販売経理は基本であるものの、組織化による農作業の受け皿づくりや、効率的な作業によるコストダウンなどを目指していくべき組織であると認識しております。

次に、組合経理担当者が構成員に配分する際に必要なデータの入手方法についてどう考えているかのご質問にお答えをいたします。

農産物の集荷や出荷、資材の購入には、現状ではJAが中心となっていることから、それらのデータについては、JAから入手するのが中心になると思われれます。実際、一関管内の多くの集落営農組織においても、JAが経理処理を行っているところでございます。

次に、農協・共済組合との連携を考えているかのご質問にお答えをいたします。

集落営農の推進には、JAをはじめ、関係機関、団体による支援は必要であり、また組織運営に当たっても、関係機関、団体の連携が必要であると認識いたしております。

次に、組織営農を設立した際の個々の農家が保有する農業機械の買い取りについて支援する考えがあるかのご質問にお答えをいたします。

集落営農の運営には、機械の整理・合理化が必要であると考えておりますが、その点において、個々の農家が保有する農業機械の買い取り支援については、各種補助事業制度の対応はないものと認識しております。また、財政的にも、町単独支援としては難しいものと考えております。

一方、機械の整理・合理化した上で、新たな大型機械などへの支援については、一定の条件はありますけれども、国や県などの補助事業の活用に向けて、積極的に支援を図ってまいります。

次に、個人が保有する農業機械を営農組織に有償・無償譲渡した場合の組織側の課税に関する減免措置をとれるのかのご質問にお答えをいたします。

最初に、農業機械を営農組織に有償・無償譲渡した場合について、構成員または任意組合から集落営農法人へ農業機械を譲渡した場合の考え方、これは施設も含めますけれども、構成員は譲渡所得が、法人組織は受贈益に課税されることとなります。つまり、譲渡価額が時価より高ければ、構成員の譲渡所得へ課税され、譲渡価額が簿価よりも低ければ、法人組織の受贈益に対して課税されることになり、議員ご質問の課税に対する減免措置の考え方は、現状ではないものと考えております。

なお、補助事業を活用した機械・施設の譲渡については、財産処分手続等が必要な場合があることから、事業実施者である町や県に要相談願いたいと思います。

次に、3番目の道の駅への農産物出品体制についてのご質問であります。

農林業の振興の主要施策に、集落における営農組織の設立、法人化に向けて支援しますとありますが、組織設立支援の具体的政策をどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

集落営農組織や中山間地域等直接支払制度の集落による農産物の出荷は、道の駅の出荷体制の充実に大いに貢献するものであると考えます。町といたしましても、ぜひお願いしたいところがありますので、集落営農の組織化とあわせ、中山間地域協定組織の皆さんへ意向調査を行うなど、農産物等の出荷に向けた協力体制の整備に努めていきたいと考えています。

次に、中山間集落協定のマスタープランに、平泉独自のプラン選択肢として、道の駅に農産物を提供することで要件を満たすとする考えはないのかのご質問にお答えいたします。

中山間地域等直接支払制度における集落マスタープランは、集落が10から15年後に安定的で持続的な農業生産活動を維持できるよう、目標と活動計画を定めるものであります。同制度の交付金には、町費のほか、国費と県費が入っていることから、道の駅に農産物を提供することだけで要件を満たすと認定するのは大変困難であります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

再質問をさせていただきます。

今、町長から答弁いただきました件の道の駅の質問の内容であります。2番目の質問の内容と重複しての発言でございましたので、訂正をしていただきたいと思います。道の駅の農産物出品体制についての質問、農林業の振興の主要施策にというのは、集落営農の支援のこととございまして、道の駅への質問の内容ではありませんことをお伝えしておきたいと思っております。

それでは、鳥獣被害についての再質問をまずさせていただきますと思います。

この件については、前期の総合計画も、引き続き、農林業の振興主要施策の（7）番に書いてございます。鳥獣被害対策の推進。関係機関との連携により、町民からの駆除要請に的確に対応するとともに、捕獲用檻の貸し出しなど、鳥獣被害対策の迅速化を図りますとうたっております。これは、後期総合計画でも、全く一言一句同じ、同様の文言が記載をされているところであります。

質問になります。

今回のお問い合わせいただきました3区戸河内地区からの駆除要請に対して、平成22年、平成27年までの前期計画の中での実施実績についてご説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

平成22年から平成27年の実績につきましては、戸河内地区につきましては、実際のところ、くくり罠とか、そういった貸し出しは行っておりますけれども、いろんな手法が鳥獣被害対策にはございまして、電気牧柵での駆除という方法もあって、それにつきましては、長島地区では2地



区ほど行っておりますが、戸河内地区におきましては、くくり罾と籠での対応のみということでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

農家3戸に対しまして、侵入防止柵設置費の助成制度がございます。ただ、実状として、この電気柵というのは、非常に農作業に不便だということがあります。頻繁に草刈りをしなくては行けない。伸びた草が電気柵のワイヤに触れると、これはショートしますし、電圧が低下をしてしまいます。ということもあって、それから、地域ぐるみをそっくり電気柵で囲うというようなことではない限り、一圃場ずつの対応ではなかなか難しいのだろうというふうに考えます。

一つには、来ないようにするのが一番いいわけでありましてけれども、その物自体の農家個々の対策、それぞれ差があります。例えば、先ほど農林振興課長が言われたような電気柵で覆うというやり方、これは有効な部分はもちろんです。ただ、非常に学習能力が、実は野生動物は高く、同じことを、一度危険なことをすると来ないというものがありますけれども、穴を掘ってしまっただけで抜けてくるというののもかなり頻繁に見られてございます。

そこで、平泉の単独の助成方向として、出没に該当する野生動物の習性を利用して、例えば、いわゆるウルフピーと言われるオオカミの尿であります。これは非常に、各動物みんな嫌いなのです。もともと、オオカミという名前のおおきい山の神でございますから、ニホンオオカミがいなくなったことで鳥獣害被害が増したということも言われておりますように、天敵がございまして。そういったことで、電気柵だけにとらわれない、においのもの、先ほど石灰窒素が有効な場面もあるというふうに申し上げをいたしました。それに代わる資機材がたくさん実はございます。これは、JR、もしくは高速道路、東日本ハイウェイなんかの部分でも利用されておるようではございますが、色による忌避といいますか。例えば、鹿ですと、赤色が嫌いなのです。それから、イノシシだと、青とか紫が嫌いだということがあります。その色にそのにおいをしみ込ませたものを張る。電気柵ではなく、そのにおいでもって来ないようにするという忌避策があります。

そういった部分の助成方向として、被害農家それぞれの条件に合わせた資機材への対策助成金をやるという考え方はとれないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員ご指摘のように、忌避剤ということで、ウルフピーというオオカミとか、あるいはライオンの糞を乾燥させたものなど、そういった抽出物でのそういったものもあるというのも理解しておりますけれども、根本的に、その場所を防ぐということは、今度はほかのところに行く可能性もあります。イノシシの習性というか、野生動物の習性で、自分の縄張りをそこにつけるため

に同じところを何度もそこに入っていくというふうなこともありますけれども、電気牧柵にしても、確かにその部分だけを守っていくということでほかのところに行く可能性もありますし、先ほど議員がおっしゃられましたように、管理、草が伸びてくる、頻繁に草刈りをしなくてはならないとかというのがありますので、今は平泉町では猟友会の方々に鳥獣被害対策実施隊というものを委嘱して対応しておりますけれども、そういったことで実際に捕獲して地道に減らしていくというふうな方向でしか難しいのではないかとこのように捉えております。

そういったことから、石灰窒素も一定の効果があるということも聞いておりますけれども、資材等の補助につきましては、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真篋光幸議員。

5番（真篋光幸君）

新平泉町総合計画後期基本計画の目標指針、被害件数を27件から20件に減らすというふうに具体的にうたってございます。ぜひ、やらなければいけないですね。それで、相手が野生動物ですから、来るなど言って来ないものはありません。基本対策は、当然、住民、被害農民が第一に考えていかなければいけない問題でもあります。

それで、ぜひ、猟友会ということだけだと、捕獲という部分でしか、その対策がとれていない。それだけではなくて、もっと多方面から対策を練るためには、まず、やっぱりその生態、行動形態、こういったものについての専門家による地域住民との懇談会を考えていただきたい。それで、住民側にも、当然、対策意識を高めるための取り組みをするためには、こういった専門家の皆さんから直接住民側に、こんなふうな取り組みをしたらいいのではないかとこのことをぜひ聞かせていただきたいと思うのですね。

基本対策は大きく4つあると思うのです。

1つは、近付かせない。というのは、野生動物は隠れるところがないと出てきませんので、まず徹底して地域の草刈り等やぶを取り払うという、いわゆる里山を管理するという方法が一つあると思います。

それから、2つ目には、餌場になっている条件、例えば畑の中の取り残したものの、これは早急に畑の中に埋め戻すとか、すき込んで無くしてしまう。

それと、その辺にもものを投げない。生ごみ等を野外に放置しない。

それから、柿の実や木の実でもそうですが、取り残したやつは落としてしまうということも、水田であれば、収穫した後の落ち穂を残したり、二番穂をそのままにしたりということではなくて、やはり徹底した管理をする、速やかに放棄をするといったようなことを、当然、住民側もやらなくてはならないわけですね。その部分についての危機意識、対策意識を高めるためにも、専門家によるシンポジウムなり、対策会議をぜひ開いていただけないかと思われませんが、そういった考えはないでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

議員おっしゃるとおり、地域の住民の意識というのも非常に大事だと思います。イノシシとかニホンジカの、あるいはハクビシンの増というのは、平泉町内にとどまらず、県内、かなり増えてきているということで、徹底した管理ですね。恐らく、農業者の高齢化というのもあって、里山の管理が、やはり昔に比べると、今、なされてないというところで、徐々にそういったイノシシ等が増えてきているのかもしれませんが。そういうことで、徹底管理というのは大事だと思いますが、なかなか労力もかかることですので、やはりそうしたことは非常に大事だと思います。

それで、町のほうでは平成25年に鳥獣被害防止対策協議会というのをつくっておりますので、この会議を開く中で、こうしたことについても話し合いながら、地域のほうにどのように対応していくかというふうなことの機会を設けていきたいというふうに考えています。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

ぜひ、営農活動が阻害されないようにとともに、営農意識が低下することのないように、ぜひ長期的な対策に取り組まれることを願いまして、この件についての質問を終わります。

集落営農関係の再質問をさせていただきます。

支援の具体策をお伺いいたしましたが、あまり具体的でない答弁でありました。

何を支援すれば、設立の機運が高まるのか。または、その要件を、どんなことが必要であれば、みんな乗ってくるのかというような部分について、率直なお考えをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

集落営農組織につきましては、国のほうでも力を入れているというか、やはりこれからの農業、後継者、高齢化とか、そういった中では、地域全体でまとまった中で効率的な農業を進めていくというのが狙いなわけですが、支援ということにつきましては、関係機関、町はもちろんですが、農業委員会、あるいは農協、それから県の農政担当部署ですね、普及所とか。あるいは、ご質問にもありましたけれども、共済組合。それらも含めて、実際に今、各地域の中で多面的機能の制度を利用した取り組みとか中山間の取り組みを行っておりますけれども、そういった中で機運が出てきたところについて、なかなか、集落営農組織というのは法人化を目指す組織ですので、そう簡単には設立というのは難しいと思いますので、実際、今のところ、町内では2カ所ほどそういった希望があるというふうに認識しておりますので、そこを中心にしながら、まず構成員の合意形成が最も基本だと思いますので、そこで話し合いの場、あるいはアンケート、そういったものを取りながら、計画では3つの目標を立てておりますけれども、5年後、そこを目標に、相談のある2地区をまず中心に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

今のお考えのとおりでよろしいかと思えます。

それで、一番大事なのは、いわゆる経理なのですね。それをどういうふうな支援をしていくかということであります。基本的に、先ほど課長が答弁されましたように、各種いろんな、多様な事業主との、これはチームワークがないと支援できないと思われまます。最初から法人の組織を立ち上げるといふわけにはいかないの、当面、任意組織というものをつくって、それが順次訓練できたところで法人へ移行するという道筋になろうかと思えます。

そのためには、先ほどあった中山間地域、これは特にも、日本の農業は担い手問題が大変深刻でありまして、農村の高齢化、または後継者の問題がございます。農業センサスの部分で見ますと、平泉では平成2年に1,278戸の農家があって、平成22年には1,044戸に減少しています。およそ2割が減ったということでありまます。特にも、中山間地域では、その傾向が著しいものがございます。農地そのものの維持が大変困難になっておることから、地域の農業・農村を維持し、かつ多面的な要素を持つ農地環境を維持するためには、集落で組織営農を組むということは不可欠であると思えます。

初めて、後期計画の中で、具体的に設置目標数を掲げられてございました。大変結構なことだと思えます。

集落営農というのは、実は東北が一番多いのですね。全国で1万5,134組織あります。これが、東北では1,624ありまして、平成17年のはじめの年ですけれども、1,624ありました。それが、今年までに3,434と倍増しておりまして、全国一であります。これは、先ほど来言いましたように、農業後継者の不足、もしくは中山間地帯が圧倒的に多いということも要件であります。

そこで、共同販売経理について、なぜそこに課題があるのかということをご説明した上で質問したいと思えますが、いわゆる任意組織というのは、法人でない限り、その組織が経理を申告することはないのですね。つまり、個人の集まりであることは、全ての売り上げが組合の通帳に入って、全ての支出が組合の通帳から出て、という組合の1本の通帳から入出金がなされる形態が共同販売経理でありますけれども、それを個人に分配しなければならないという大変な作業が実は伴うのです。

問題なのは、分配なのですね。法人に分配はないので、これはプール計算ですから、入ってきた交付金、もしくは販売した米の金額、購入した購買の金額、これは、案分すれば、それで済むだけであります。年に2回もやれば、全く問題なく経理はできると思えますが、この任意組織においては、それは不可能であります。そのためにも、この部分のデータ管理、データ入手というのは非常に大きなウェートを占めるのですね。そこの部分がクリアされれば、かなりの組織が手を挙げることになろうというふうにご考えております。

一番近道なのは、やはり中山間で集落協定を結んでいる組織、これが一番いいのだろうと思えます。もう15年、平泉の中で組織営農というものを経験してございます。これについて、例えば、

農協、もしくは共済組合等の中で、農林振興課が入って、その協定の組合の責任者、代表者等が入った、4者、5者のチームを結成して、データの移行を速やかにするように要請してもらうという支援のあり方について、可能かどうかをお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

菅原農林振興課長。

農林振興課長（菅原幹成君）

集落営農組織をつくっていくとか、まとめていく経過の中で、JA、資材購買、集出荷体制とか、そういったところで情報がありますので、実際問題、もうできている集落営農組織の中でも、経理についてはJAに委託しているところもあるようでございます。

これから色々話し合いをする中で、情報だけ入手してできるものなのかどうかというのは、ちょっとこれから関係機関に聞いていかなければなりませんけれども、現在、国の考え方の中では、この集落営農組織というのが今後の地域農業の大きな中心になっていくというふうな考えがありますので、そういったことを踏まえれば可能ではないかというふうに考えておりますので、そういった体制はとっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

5番、真竈光幸議員。

5番（真竈光幸君）

それをとらないと、できないという事実であります。つまり、営農組織に入金される、例えば米の代金が入金されたら。その中から、かかった農薬代を引いて、共済の掛金等を引いて、その人に係る出金を全て相殺した残りを支払う。これが組織営農の経理のやり方ではありますが、それが、経理担当者が、誰の分が幾らという、それをどうやって入手するかということになると、紙では仕事ができないということになります。

当然、これはJAとの契約行為になるかと思いますが、無償でそのデータをもらうわけにはいきませんので、その辺も含めた速やかな販売金額、もしくは購買の購入金額、検査等級、乾燥料ほかの施設の利用料金、または、町におかれましては、交付金、米の直接交付支払金とか、これらの内訳、これがないと個人へ支払いができない、分配できないということになります。これらについての総合的なデータの取り扱いについて、JA、もしくは共済組合、それから農林振興課、ここについてのトータル的に集落営農組織にデータが行くように、担当者のほうにメール配信は可能でありますから、その取り組みにぜひお立ち会いをいただいて指導していただかないと、それはできないということになると思います。

全くこの担当者のなり手が無いというのが、組織営農の非常に難しさであります。1つには、いわゆる人の財布の中身がわかってしまうという問題があります。担当者になると、例えば、組合の中で、個人のAさんという売上金額が、Aさんのかかった経費が払えない、間に合わない、組合内で未収になるという問題は頻繁に起きてまいります。その辺が嫌だ、中身を見られるという意識も伴って、それを知っていることについて思われることが、経理担当者になり手がいない

という1つのまた大きな要因にもなっております。

ぜひ、この経理担当者のなり手を育成するためには、会の規約とか、活動方針とか、もしくは事業計画の支援、これは別に手を加えなくても組織はできる体制にありますので、むしろ実務面の部分についてもう少し理解をいただいて、細かく、4月から12月、3月までの資材担当者がどんなことをしているかということを経理でフローで説明することも全く可能でありますけれども、大変時間もかかりますのでその辺は割愛をいたしますが、分配するという作業がいかにも大変なことかということにももう少し配慮をいただいて、ぜひチームを組んでいただく中で、その組織への手挙げといいますか、なるようにしていただければなというふうに思います。

今回の質問について、最後の3つ目になりますが、道の駅への農産物の出品体制についてであります。

この件について、先ほど来お話をしております集落営農組織、または中山間の集落協定、ここから出てくる農産物というのは、プラン上で活動項目の中に含めておけば、かなり安定して供給できる体制がとれるのではないかというふうに考えるわけであります。

そこで、この出品体制、協力体制について、一度、集落協定組織、それから中山間の集落協定組織等一堂に会して、そういった体制づくりへの協力の持ちかけ等を行う考えというのはないでしょうか、お伺いします。

議 長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

答弁する前に、冒頭で訂正をさせていただきます。

先ほど、道の駅の1番の質問の中で、真竈光幸議員に事前にお渡ししております資料の中で、次の3番の道の駅の農産物の出荷体制についてのご質問の中の「農林業の振興の主要施策」から「のご質問にお答えします」というところが、ここが重複しておりましたので、これはカットして訂正とさせていただきますというふうに思います。

ただいまのご質問でありますけれども、いずれにいたしましても、平泉の長い農業という一つの歴史の中で、当地域は水田の単作地帯でやってこられたという、大きなやはり地域の課題があります。そういった中で、露地であり、施設を利用した花卉の栽培等々が、周辺地域、他の自治体等はまだ、営農組織等々も含めながら、農協組織等々を含めながら、進んでこなかった、そういう地域性もあることも事実であります。

しかし、今、こうした農業情勢の中において、今回、道の駅をいわゆる立ち上げたというのは、やっぱり地域の農業、そして商工農の中心となる、そういう核となる場所を設置しながら、そこに大々的に何十町歩やって、なおかつ市場を開拓していくと、一気になかなかありませんので、そういった中で、個別に生産活動を行っている方々も含め、なおかつ、今後集落営農、そしてマスタープラン等を構築しながら動いている組織もありますが、今後、一つ一つの集落営農体制の中で、例えばあなたの地域では、年間ジャガイモ等を出荷できるように構成させていただきたいとか、あなたのところでは、例えばメロンをととか、トマトをとかいったような、そういったこと

も取り組みながら、一つの方向性というのも定めていかななくてはならない。そのためには、様々なやはり地域での地産地消を進めながら、なおかつ農業で食える、食っていける、そういう体制をつくっていかなくてはならないというふうに思います。

そんな中で、今、株式を立ち上げて、出荷組合との様々なご相談等も進んでいるようでありま  
すけれども、そういった部分も加味しながら、今後推進してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

これで真竈光幸議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前 11時57分

再開 午後 1時00分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告の2番、三枚山光裕議員、登壇質問願います。

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

日本共産党の三枚山光裕でございます。

青木町長に、以下の6点について質問をいたします。初めての一般質問でありますので、とりわけ積極的な答弁をお願いいたします。

まず、第1点は、平泉町の財政の現状についての認識を伺います。現在の町の財政状況は11年前、いわゆる平成合併の時期、またそれ以前に比べ端的に良いのか、それとも悪いのか伺います。平泉の財政は今が一番良いという話も聞きますがいかがでしょうか。

2点目は、デマンドタクシーなど公共交通の実現についてです。共産党の小松代智前議員が10年以上前から提起して、3月議会の一般質問でも取り上げました。この10年あまり町はどのように検討してきたのでしょうか、伺います。

3点目は、学童保育の充実についてです。2つの学童保育の施設の現状と課題をどう捉えているのか伺います。

4点目は、保育料の無料化のさらなる拡充についてです。保育料は、今年度4月から同時入所の2人目が所得制限なしの半額に軽減されました。町独自に500万円ほど手当てをし、国の基準を上回っての努力に敬意を表したいと思います。その上で、子育ての経済的負担の軽減は、いわゆる少子化対策にも非常に重要であり、思い切った手立てが必要と考えます。2人目まで完全無料化へ踏み出すべきではないかと思いますが、お考えを伺います。

5点目は、平泉公民館の建設についてです。4月の議会で、築50年というのは両磐管内の公民館の中では一番古い、そのことを指摘したところでした。いつまでに建て直す考えか伺います。

6点目ですが、北上川東部土地改良区の抱える課題についての認識についてであります。土地改良区の問題でありますので、まずは町長としての認識を伺うというところでございます。長島、前沢地域のいわゆるかん排事業は、北上川東部土地改良区の運営だけではなく、町の農業振興、地域の将来を考えても、行政として何らかの対応が求められる課題と考えます。特に、事業当初の経緯から生じた地区除外、改良区から外してほしいということでしょうけれども、そういう要求や賦課金の負担が重い問題、水を使っていないのに賦課金を払い続けなければならない問題など、少なくない農家が苦悩を抱えています。町長はどう認識しているのか伺います。

1回目の質問は以上です。答弁をお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、三枚山光裕議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の町財政の現状についてのご質問、町財政の現状をどう認識しているか、平成合併議論の時期、またそれ以前と比べて町財政は良いのか、それとも悪いのかのご質問にお答えいたします。

平成の市町村合併の論議が盛んに行われた当時は、小泉構造改革、いわゆる三位一体改革により普通交付税が大幅に減額され、平成13年度、17億7,000万円、特にも平成16年、平成17年度には16億6,000万円、平成19年度、17億7,000万円となり、交付税の減額を補填するために財政調整基金を取り崩して財政運営を行う状況で、財政調整基金の残高も平成16年度で1億8,000万円と、地方交付税に依存している当町は大変厳しい財政状況でございました。

当町では、平成の市町村合併が一段落した後、平成19年からの集中改革プラン以降も行財政改革に取り組んできたことなどから現在は起債残高が減り、平成16年度、65億4,000万円、平成26年度末、50億1,000万円、財政調整基金も平成26年度末で10億8,000万円と過去最高額となっております。

また、国の法律に基づく地方公共団体の健全化判断比率は、平成26年度決算で実質公債費比率10.2%、将来負担比率は46.7%と国が定めた基準を下回り、財政が健全であることが客観的に証明され、健全財政を維持していると認識しています。

当町は、今後生産年齢人口の減少と老年人口の増加が予測され、税収入の減少と社会保障費の増額が見込まれる一方、今後、道の駅建設やスマートインターチェンジ、それに伴う接続道路整備など大型事業を予定しており、起債の発行及び基金を取り崩しての対応が見込まれます。国の財政状況は相変わらず厳しいことは変わりありませんので、普通交付税の動向を注視しながら、常に先を見据えた健全な行政運営を心掛けてまいりたいと考えております。

次に、2番のデマンドタクシーの実現についてのご質問の、町議会でデマンドタクシーの実現について、初めて提起されてから十数年が経過するが、この間どう検討したのかのご質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーにつきましては、3月会議でも答弁させていただきましたが、これまでの議



会の中でも提起され、議論がなされてきたところです。町といたしましても、高齢者などの交通弱者の方々にとって、公共交通は重要な交通手段であると認識しておりますが、導入コストやランニングコスト面から、デマンドタクシーの導入ではなく、患者送迎バスにて対応してまいりました。現在、交通空白地帯の戸河内地区へ週2回、長島地区の月舘方面と下平方面へ週1回ずつ患者送迎バスを運行しているところでございますが、今後はデマンドタクシーも含めた様々な公共交通につきましては、模索、検討してまいります。

次に、3番の学童保育の充実についてのご質問の、学童保育の現状と課題をどう捉えているのかのご質問にお答えをいたします。

現在、放課後児童クラブはすぎのこクラブとたばしね児童クラブの2カ所で実施しております。すぎのこクラブですが、本年4月当初の入所児童が55人で、去年同期より2人多く、ここ数年、50人を超える児童が入所してきています。昨年4月から子ども・子育て支援制度が施行され、放課後児童クラブにおいても、国の基準に基づき関係条例を整備したところですが、その中で、1支援単位の児童の数は概ね40人以下となり、現在経過措置を設けて40人を超える児童を受け入れているところです。一方、この間入所児童の増加に対応するため、平成25年度に増築工事を行い、70人程度の受け入れを可能としたところです。

このような中、現在の施設において、国の基準に基づく適正基準規模を目指していくことが課題となっており、支援単位の分割等を検討しているところです。また、運営上の課題もあることから、昨年度から四半期ごとに児童クラブの運営状況を確認してきているところであります。

次に、たばしね児童クラブについてですが、学校、PTAや地域の方々のご協力を得ながら昨年4月に設置し、1年が経過しました。本年4月の入所児童は定員の25人となり、昨年より増加しており、学校施設を利用しての運営であることから入所枠が限られています。また、支援を必要とする児童の受け入れもあり、指導員を加配して対応してきています。指導員についても、1年経過してみても年間の流れを把握できたと思うので、さらに研修の受講など資質向上に努めることが必要となっています。

このように、両クラブともそれぞれの課題がありますが、町といたしましては、児童クラブが適切に運営されるよう対応していきたいと考えております。

次に、4番の保育料の無料化の拡充についてのご質問の、保育料は同時入所の2人目が所得制限なしの半額に拡充されたが、2人目まで無料化を実現することが子育て支援に必要と考えるがどうかのご質問にお答えをいたします。

保育料については、今年度4月から、国において、平成28年度における幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして、多子世帯の軽減措置を拡大し、それまでの同時入所の場合、2人目半額、3人目無料といったものを同時入所の要件を撤廃し、所得制限を設けて2人目半額、3人目無料としたところです。これを受けて、町では、第3子は既に国の施策を超えて無料化を実施していたことから、また、さらに子育て支援施策として必要なことから、第2子については所得制限なしで半額措置としたところであります。町ではまた、これらの軽減措置とは別に、年長児は1万円を上限とするなど独自の軽減措置を実施しており、これ以上の軽減措置については、子

育て支援施策、少子化対策という観点から、さらに検討が必要なものの、国の動向等も注視しながら、また町財政への影響も勘案しながら慎重に対応してまいりたいと考えております。

次に、5番の平泉公民館の建設についてのご質問の、平泉公民館は築50年を経過しているがいつまでに建設するのかとのご質問にお答えをいたしたいと思っております。

体育館や公民館、それに図書館等の社会教育施設の方向性につきましては、様々な角度から検討いたしまして、今年度中に決定したいと考えております。それにあたりましては、庁舎内の検討に、さらには町民の皆様からもご意見をお伺いしたいと思っております。多くのお答えを、考えを寄せていただき、よりよい方向性に持っていきたいと考えているところであります。

次に、6番の北上川東部土地改良区に係る課題について認識を伺うのご質問の、かん排事業は土地改良区の問題ではあるが、土地改良区の運営だけでなく、町の農業振興、地域の将来を考えても、行政として何らかの対応が求められる課題と考える。特に、事業当初の経緯から生じた地区除外の要求や賦課金の負担が重い問題、水を使っていないのに賦課金を払い続けなければならない問題など、少なくない農家が苦悩を抱えているがどう認識しているかのご質問にお答えをいたします。

北上川東部土地改良区の土地改良事業につきましては、土地改良法に基づき、地域との合意形成等を図りながら事業を進められてきたと考えており、県営かんがい排水事業においても、土地改良法に基づき、県営東稲地区における事業同意率89%で申請しており、事業を実施したところであり、議員ご指摘の農家個々にとっての地区除外や賦課金、水利負担などの問題があることについては、町としても認識しておりますが、北上川東部土地改良区では、維持管理費や事業推進費などについて、組合の総代会等において議決を諮りながら、適切な運営管理や事業を推進しているものと考えております。

しかしながら、近年米価の下落や電気料の値上げなど、農業を取り巻く情勢が一段と厳しい状況にあることも認識しておりますが、経常経費への支援などについては、他の土地改良区への配慮や受益地を共有している奥州市との合意形成を図るなど難しい状況にあります。

そこで、町としては、県営かんがい排水事業について、奥州市とともに償還補助を行っており、また、土地改良事業によっては奥州市との連携を図り、地元負担に対する補助支援や事業採択に向けた支援を図るなど、北上川東部土地改良区の健全運営への支援と、間接的ではありますが、組合員の支援を図っているところであります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

答弁ありがとうございました。

私の質問は6項目にわたりますので、時間の配分もあり、幾つかに絞っていくというふうになるかと思っております。また、用語なども慣れないことがあって若干間違いなどがあつた場合は、適切な答弁をお願いしたいと思います。

まず、それでは財政からでございます。

平泉町の財政は、端的に言って健全だと、いいという答弁でした。町長は合併議論のとき、普通交付税も減らされ厳しかったと述べて、平成16年、平成17年は16億6,000万円に減ったとお話をされました。答弁には触れておりませんが、決算が確定している過去3年では、平成24年度、19億8,000万円、平成25年度、19億7,000万円、平成26年度、18億8,000万円と、普通交付税は合併時より増えているようであります。もちろん交付税の仕組みというは、いわば経費が同じなら、地方税が増えれば交付税は減るといった関係もありますので単純ではありませんけれども、しかし、それでも、それらを勘案しても、平成合併当時より交付税が増えているということだと思います。

これは、平泉町が合併の道を選ばず、自立のために町と職員一体で節約に努めてきた、そうした努力の結果だと私は考えています。そして、一方で、交付税は減らずに増えた。だから、平泉町の財政は今が一番良いということだというふうに理解しております。財政調整基金も、平成26年度末で10億8,000万円と過去最高額ということでした。

それでは、お聞きいたしますが、平泉町の標準財政規模は幾らということになりますか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、三枚山議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度の数値になりますけれども、標準財政規模につきましては、平成27年度で29億5,839万8,000円となっているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

それでは、続けてお尋ねしますが、6月補正後の財政調整基金はいくらになっていますか。平成27年度決算はまだですので、取り崩しなどがあったようですから、最新の数字をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

それでは、6月補正段階での現在高でございますけれども、10億9,743万8,000円というふうな数値でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

基金についても、公共施設の整備基金というものもあると思うのですが、総務課の基金などちょっと紹介していただければ。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、財政関連で申しますと、一つは減債基金がございまして、減債基金につきましては9,356万8,000円となっております。それから、ふるさと応援にかかわる寄附、基金でございますけれども、これが493万6,000円。公共施設等整備基金につきましては3億1,717万3,000円。それから、福祉振興基金でございますけれども3,218万3,000円。観光部門でございますけれども、文化観光振興基金でございますが、これについては10万2,000円でございます。これは今6月補正段階での数字でございます。それから、世界遺産推進基金でございます、これは825万6,000円。次に、世界遺産林の育成基金が170万3,000円。ただいま申し上げました基金の合計で15億5,535万9,000円という数字になっているところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ありがとうございました。そういうくらい、最初の10億のほかにも公共施設をつくるための基金など色々あるということでありました。

それでは、今財政調整基金が10億と、最初の数字ですけれども、今後なのですけれども、町とすればどのくらい確保しておけばいいのかなというふうに考えているのでしょうか。基準といいますか、その辺をお答えいただければ。お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

これはあくまでも制度的な中での決まり事ではございませんけれども、目安といたしまして、標準財政規模の10%から15%とするというようなことでございます。ということで、当町におきましては、約30億が標準財政規模でございますので、4億程度を目安として常時、財政調整基金として積み立てている必要があるものかというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

ありがとうございます。

ということでありましたので、標準財政基準ということは、大体サラリーマンにすれば基本給といったところなのかなと思うのですけれども、そうすると15%から10%、これは第4次の行政改革大綱の中で今年の3月ありましたので、その15%、10%ということですから、大体サラリーマンでいえば、1年のうち1カ月か2カ月分の貯金とか余裕を手元に置くと、そうすれば安心なのだということだろうと思います。

だとすれば、10億ちょっと基金ありますので、6億は多いのかなということで、先ほど町長の

ところでも過去最高だとありました。町長と職員と一生懸命頑張って蓄えたということですから本当にありがたいと思います。ですから、この財政調整基金は町民の暮らしや福祉に役立てていただきたいと、役立てようというふうには私は申し上げたいと思います。安心して次の質問に移りたいと思います。

次は、デマンドタクシー、公共交通についてです。

最初の答弁に驚きましたというか、3月の議会では、平成29年度本格実施の上でも平成28年度計画を構築すると答弁があったようですが、ところが今日の答弁は模索、検討のという答弁です。3月の平成29年度には実施という決意から模索、検討に明らかに後退した答弁になったのではないかとこのように思います。

最初にお話ししたように、最初の提起、提案から10年間どう検討したのかとお聞きいたしましたけれども、何か先ほどの答弁には、このように議論したということはありませんでした。デマンドタクシーも議論したが、コストがかかるから患者送迎バスにしたということはありませんでした。しかし、その後も議会では何度もデマンドタクシー、議論がされてきたというふうに理解しています。

そこで、結局その後というのは、この患者送迎バスの後というのは議論はあったのですか、なかったのですか、伺います。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

デマンドタクシーについての議論は、確かに先ほど答弁申し上げましたように10年来されてきたことも事実であります。そういった中で、患者輸送バス等々、また代替バスを出したり、様々な取り組みをしながら現在も進行している部分もあります。

しかしながら、現在バスを走らせている今の現況の中でも、利用されていない部分も結構、時間帯といいますか、時期的なこともあると思いますが、そういった部分の経過もあります。そういった中で、一つはデマンドタクシーという形がいいのか、ましてや今回議員もおっしゃったように福祉バスのような、例えば名称は仮称としても、地域地域の高齢者福祉の部分、単純に交通機関というだけではなく、一つの例えばひとり暮らしも含め、ひとり暮らしでなくても、やっぱり年配の方々が例えば家庭に車、後継者等とおったとしてもなかなかそうした公共的なもの、そして色々なところに買い物に出掛けたりということがやれない、なかなか現実的にやられていないそういう方々もあります。そういった部分も含めながら、つまり見守りも含めながら、新たな対応策を講じていかななくてはならないのではないかと。

デマンドタクシーであれば、例えば現在行われている停留所とか、ある意味ではこの場所に出てきていただくとか、そういうことはありますが、実際やはりそこまで出ていくことも、そのバスに乗ることもできない方も、やっぱり結構町内に今現実的にあるというふうに思っております。そういった方々にもやっぱり対応できるようなあり方ということで、今回答弁の中でデマンドタクシーも含めた様々な公共交通につきましても模索、検討させていただきたいと答弁を申し上げ

たのは、決してやらないということではなく、後退した答弁という意味で捉えられるよりもむしろもう一步進んだ、それも含めた中で新たな対応も検討させていただきたいという内容だということにご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

後退ではないというふうにお話いただきましたので、そうではないというふうに理解をしたいとは思いますが。

それで、利用の問題で、今町長も確かに私も聞きまして、停留所まで行くときは下りだけでも、今のバスです、ただ帰りは上りで、とても歩いてこられないという話も何人かからお聞きしました。

そこで、これは担当課、誰でしょうか。今の患者送迎バスの利用状況の推移ですけれども、どのくらいの方が利用されているか、ちょっとお願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

患者輸送バスにつきましては、バス路線の廃止に伴いまして、代替路線として、代替バスとして行っておるものでございます。それで、今現在は達谷・戸河内方面に月曜日と金曜日、あとは東岳・下平方面に火曜日と、あと東岳・箱石方面に木曜日という形で、スクールバスの使わない時間帯に行っておるという形になっております。それで、乗りおりにつきましては、停留所はございますけれども、どこからでも乗れるという形で対応しております。

それで、利用状況でございますが、昨年度、平成27年度の実績でございますけれども、達谷・戸河内方面につきましては、1,299名の方々が使っております。長島・東岳方面、下平方面でございますけれども、年間で259名の方、箱石経由のほうの毎週木曜日でございますけれども、391名の方が使っております。

それで、今までの推移としましては、人口減少もありますので、若干微妙に少なくはなっておりますけれども、大体横ばい、わずかに減っているというような状況になっております。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

横ばいという答弁でしたが、ということは、利用する方はいるし、高齢化も進んでいて、あとは利便性の問題ではないかなというふうに色々話を聞いて思いました。

そこで、町長は色々先ほどこういうふうに停留所まで行けないという話もされましたけれども、担当課としては、そうした今現在バスを利用されている方なり地域の方からそういった交通網の、こういうのだったら使いやすいかそんな話で調査なり、3月議会ではアンケートも今後実施し

ていくというような答弁もあったようですけれども、これまではそういったことは掘んでいますか、お願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

とりたててアンケート等とはってございませんけれども、町民の皆様から事あるごとにご意見を伺っておるといところでございます。

それで、デマンドタクシーにつきましては、今現在患者輸送バスは、送迎バスは無料で対応しておりますので、今回デマンドタクシーで、一関の場合でありますと300円をいただいておりますので、その辺の費用負担に関する考え方等もちょっと整理しまして、今後は交通弱者、先ほど議員がおっしゃいました門口に出るのも大変だというような方々に対しまして、どのような公共交通のあり方がいいのかということを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

アンケートも実際やっていないということだと思っておりますけれども、やっぱり思いますのは、この間10年あまり提起されてきて、そしてこれまで実際議論もされてきた。しかし、事実上、ちょっと厳しく言えば、何もやってこなかったに等しいのかなと思いたくもなるわけです。

それで、お隣の一関なのですけれども、一関、県交通、そういったバス路線がなくなった中で、最初の花バスの運行を開始したわけです。それから市町村合併があって、やっぱりそれでも旧町村単位で色々なバスの運行の仕方がありましたので、そういったところを実際統合するというか、こんにちの高齢化とか、あるいは色々なバス路線がさらに廃止されるという中で考えていったわけです。そして、色々な議論の結果、舞川ではデマンド方式、それから猿沢、旧藤沢の大籠とか、そちらもそういう話のようです。そういったことで、いずれちゃんと議論してきたわけです。たぶん、これは3月の議会で町長も小松代議員が渡したとかと書いていたのですが、こういうのをつくって、一関はずっと議論を重ねてきたわけです。

大体私も、むしろ平泉のほうがこのデマンドタクシーの議論というのは早かったのではないのかなと思うのですけれども、ところが平泉では本当に、果たしてといいますか、十分な議論がされてきたのかなと。患者送迎バスについては、それはその時点でそれなりに努力をされたというふうにも思いまして、それはそれで立派だなと申し上げたいと思いますけれども、その後が止まっていたのではないかなということなのです。高齢化社会というのは以前からわかっていたし、町も高齢化社会が来るからその対応と言ってきたわけだと思っておりますけれども、結局10年もかかって、10年以上もかかって実現をしない。やっぱり本気度が足りなかったのではないかなと私は思うわけです。

高齢化とか言いましたけれども、実は、これ私も選挙では土地改良に次いでこれは皆さんから

言われたことだったのです。だから、町民の中では、とりわけ高齢者の方には切実な思いだったし、私も買い物とか病院に行くのにもという言い方もよくしたのですが、やっぱりそれだけではなくて、例えば高齢者だけでなくも公民館に行ってパソコンを習うとか、社会参加といいますか、そういったことも含めて、本当に公共交通と福祉ということではなくて、何だろうなと思うのです。

いずれ過去のことを長々と言っても町長もまだ任期途中ですし、職員の皆さんも今年度課長になった方もいると思うので、できれば建設的な話にしたいと思うのですけれども、この間やっぱり町民の意見を聞いたり、あるいは一関に行って話を聞いてということは、町民の意見はなかなか聞いてこなかったようではありますけれども、一関なんかはこの件で話を聞きに行くとか、そういったことはされた、調査はされたことがあるのですか、お聞きします。まちづくり課長でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

一関市の住民の方にお聞きしたということはございませんけれども、一関のデマンドタクシー等を行っている担当の方々からは色々な話をお聞きしておるところでございます。

あと、町民の意見に関しましては、昨年度も地域懇談会を行っておりますけれども、そこで、デマンドタクシーに限らずでございますけれども、様々な意見を伺ったところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

そういうことだそうですが、実は、私は舞川に行ってきました。もちろん一関の市役所の担当課の方からも話を聞いてきましたが、やっぱり、では舞川の利用者がどんな思いなのかということを書いてきました。どこにバスに乗る人がいるのかわからないので、1区というのですけれども、平泉側、近いところから、何か一度あの辺でタクシーを見たということで、そこをどんどん上がって行ってようやく9軒目に、私は使っているという方に会いましてお話を聞くことができました。

やっぱり本当にありがたいということなのです。その方は、実は免許を返上したという方で、最近日日新聞にも載りました。一関市は40人ぐらい見込んでいたのが230人くらいになって、タクシー代1回切りなのですが1万2,000円か出すという話で、やっぱりその方も返上して、病院にも通うけれども、病院、それから一関の三関の信金前、それから一関の駅前、大町、市役所ということで1日3回、行くときも帰りもあると。事前に登録しておいて前の日に9時から午後4時の間に申し込むということで、本当にありがたいことを言っていました。

やっぱりそういったことを聞きますと、舞川というのは長島のほうが、長島だけでなく公共交通、戸河内も今実際バス走っているわけではありますけれども、長島でいえば、舞川よりは少し小さいのかなど。ただ、地理的には上り坂あって、さっき町長言ったように本当に大変なのです。一関のものは基本的には舗装道路といいますか市道、その辺なのだけれども、足の悪い方には本当に



玄関まで来てくれる。これは一関市内の4つのタクシー会社が1カ月交代でやっているということなのです。

やっぱりそういう点ではいいモデルが今あって、本当にそこに学んで、もうすぐにもできるのではないかというふうに思います。だから、そういう点で、何でこれなのにやらないのかなど。目の前にいいモデルがある。なかなかやりますという答えが出てないということですから。

それで、お聞きしますけれども、この色々な議論はあるということも承知はそれなりにしましたが、実際この導入の障害になっているのは何なのでしょう。お金、財政的な問題でしょうか。それとも、役場の方も、私も議員になってから日曜日ご招待受けると本当に職員の方がどこにでもいるということで、休みあるのかなど心配するくらいです。忙しい。色々な任務も持っている。そういう中を考えると、では人の配置ができなくて、なかなかここを前に進める議論ができないのかというふうにも思ったりもするわけです。この導入ができない障害は何なのかということを書いていただけるならお願いをいたします。

議長（佐藤孝悟君）

八重樫まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（八重樫忠郎君）

導入できない理由といたしますか、導入に関しましては、今現在行っております患者送迎バス、これが先ほど申し上げたとおり無料にもなっておりますけれども、デマンドタクシーのほうが本当にいいのかとか、様々な議論があろうかと思えます。

確かに議員おっしゃるとおり、門口まで来てくれるという意味では、交通弱者の方々には本当に非常にありがたいのではないかと思うわけですが、デマンドタクシーにいたしますと若干の利用料金等も発生いたしますので、その辺の議論を含めて詰めてまいりたいというふうに思います。

あと、人的な配置が人の少なさでできないのかということもございましたけれども、そのようなことではなくて、利用者のほうの要求、そういうものの把握等々を行いながら、今後、町長も申し上げましたとおり、どのようなあり方がいいのかというものを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

なかなかこの質問だけでは時間が足りないのですが、人の問題ではないと言われました。お金の問題でも、実は、最終的に去年の4月から3月まで舞川で運行している経費のこと、ようやく出ましたのもらってきましたが、経費では263万8,000円。これが舞川で1年間運行するのにタクシー会社に支払ったお金とその他にちょっとあるので、大体300万かなという担当課のお話でした。ですから、そういう点ではそんなに大きなお金ではない。

それから、利用者についても、私も何人かに聞いてきましたけれども、やっぱり最近利用され

ないという方は、孫が車の免許を取ったということで、平日が休みなので頼んでいると。ただ、孫の機嫌を伺いながら、今日なじょったというようなことを言いながらなので、なかなかやっぱり今日日ですから大変だと。なので、本当にそういうふうな、舞川のように利用できれば本当にありがたいということをしていました。

先ほど人数の点は横ばいと基本的になっていたようですが、一関はやっぱりなの花バスということで、最初にやった地域はうんと利用が多くて5倍とか増えて、こちら側の1区という平泉境のほうは、なかなかそういうのが走っていなかったから利用は少ないのだそうです。でも、やっぱりトータルで3倍ぐらい、多いところは5倍というふうに増えたということになっていますので、この今、平泉の福祉送迎バスの利用状況も横ばいなのですけれども、やっぱりニーズに合った対応をしていけば本当にいいのだらうということで、お金もかからないしということで、今後というか、さらに前に進んだ議論を、あとはこの問題はやらなくていいようにお願いしたいということで次の質問に移りたいと思います。

次に、学童保育のことでありますけれども、私も色々訪問をしましてお話を聞きました。私の地元の長島、たばしねクラブについて、やっぱり1部屋しかなくて、今定員いっぱい、25人というって本当に大変です。すぎのこは部屋が3つも4つもあって、高学年は仕切りすれば、低学年わいわいうるさいので、やっぱりそういった点では、まだまだ行政のほうでも色々な援助をしてほしいというふうに思います。それで、役場と2つの学童の指導員の方とお話ししてきて、ちょっと若干というか、認識のずれがあるのだなというふうに思いました。

それで、運営委員の方とは年4回というようなことなのですけれども、指導員の方なんかともやっぱりもう定期的に意思疎通を図って、学校教育とは別に、本当に子供たちを育てていくという点で大変大切な場所だと思いますので、引き続きサポートをお願いしたいということで、特に何かあれば。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

指導員との意見交換といいますか意思疎通というお話でしたが、すぎのこクラブにつきましては、いずれ答弁にもあるように、四半期ごとに行って、運営状況を確認しているというふうなことを昨年から行っております。これはちょっと運営上の様々な課題がありますことから、そういうふうにさせていただいているということです。

たばしね児童クラブにつきましては、これは定期的にというほどではございませんが、結構頻繁に行きまして、まだ立ち上がって1年目というふうなことでもございましたので、頻繁にまずは訪問して、必要なものがあれば購入するとか、そういったようなことも含めて話し合いをしてきたというふうな状況でございます。

今後、2年目になりますので、研修等の受講なども積極的に行っていただきたいというふうなこともございますので、そういうお話しはしていきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

ありがとうございました。

実は、すぎのこにお邪魔したら、今の責任者の方でしょうか、あそこを立ち上げるときには現町長の青木さんが教民の委員長だったということで、大変尽力もらったというふうに言われましたので、そういう点からも引き続きサポートをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に移りたいと思いますが、保育料についてです。

本当に頑張って、国の基準を上回ってやっつけていただいているというふうに思います。完全無料化という話もちよとしたわけですが、実は、西伊豆町、もう担当課ご存じかと思いますが、静岡県の。あそこでは、今年度からもう本当に完全無料化保育料ということではじめるということのようです、給食費も含めてということで。それで、対象園児数は130人程度で1,800万円毎年かかるわけです。だから、伊豆は八千幾らだったか、8,200、300人のところだったと思いますが、若干平泉より大きいということですから、平泉なら本当に完全無料化にしたら1,500万円ぐらいで済むのかなと。

さっき財調の話もしましたが、10年でも1億5,000万か。10年間、たとえそういう積極的な施策を進めたら、また違った世界というか、違った状況が出てくるのかなというふうにも思うのです。そういう点で、そういったところも大いに研究していただいて、より積極的な子育て支援、保育料の軽減策も講じていただきたいということでもあります。

次、保育料終わりまして公民館についてであります。

築50年といまして、私も古いと言うのでどのぐらい古いのかということで、4月、少なくとも両磐だけ全部調べたのですが、さらにまた調べてみました。県内全部調べました。実は、227の公の公民館があって、津波で、震災でだめになったところ6つ除くと221ということで、平泉公民館は県内221の公の公民館の中で何と5番目に古いのです。別に古くても、古いものというか大切に使えるものは使ったほうがいいということはそうなのです。ただ、機能的にどうなのかということもありますし。それで、1位が宮古の小田代、これ昭和34年。2位が宮古の畑で昭和37年。同じく2位、昭和37年で軽米中央公民館。4位が、これも宮古だったかな、末前というのでしょうか、昭和40年。そして、5番目が二戸の中央と平泉が昭和41年ということで、見たら唯一、ベストではない5番目の公民館の中で、耐震大丈夫だというのは平泉だけなのです。あとはみんなだめということになっています。

つまり、喜ばしいのかどうかは別として、結局ほかは古いから耐震にも耐えられなかった。たまたま平泉は避難所にもなって大丈夫だということになっているのですけれども、やっぱりそれぐらいの施設なのだという事なのです。だから、色々議論もしたり、それからほかの体育館の問題とか、この間町長も答弁されてきました。やっぱりそういったところも含めて、踏まえて、こういう建物なのだという事で優先順位をつけるなり、ほかの体育館との兼ね合いもあるのなら、本当にスピードを上げて頑張っていただきたいと思いますが、もし答弁があれば。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

確かに、建物としては50年という大変頑丈な建物であります。そういった意味では、建物自体についてはそういった状況ではあります。

ただ、今までも色々な形で手をかけながら内部をきれいにしたり、整備もしてきたことも事実であります。と同時に、建物そのものよりも、先ほどの答弁でも申し上げましたが、いずれ機能的な部分で、一つは体育館が当時あったわけですが、その体育館が耐震に耐えられないということを取り壊しになったわけですから、そういった意味では、体育館、公民館、今要望もあります文化ホール、そして図書館の機能も、かつては公民館も図書館の機能も兼ね備えておりましたし、図書館がそこにありました。そういった意味では、今後公共施設の整備に関する様々な課題を今、町としては持っておりますので、そういった整備についても、いずれ建物を設置する場所も含めながら、そして機能的になおかつ果たせるような、総合的に果たせるような、それが合築がいいのか、またある意味では分散もしながら建物を建てる位置等も検討すべき時期だというふうに認識いたしておりますので、今後も議会の皆様方ともきちっと相談を申し上げながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上であります。

議 長（佐藤孝悟君）

4 番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

私もああと思っただのですけれども、公民館を遺産登録するところだかという話までであるというのでほうと思っただのですけれども、いずれにしろやっぱり本当に使い勝手のいい建物と急いでいただきたいと思います。

それで、最後になるのですけれども、土地改良区の問題です。

実は、本当にこれが、私も一番言われたことなのです。土地改良区の問題だということは重々承知しています。本当に、私も40年ほど前に、17区が、俄坂の公民館に実は通ったことがありまして、当時この事業が始まって、やっぱり反対だという人もいまして、同意のとり方がどうだったのかとか議論もあったです。

ただ、これは過去の問題で、ところがずっとこの間、この問題というのは色々みんな悩んでいたけれども、誰も言えなかったと。議員も首長もやらなかったというようなことを言う人もいました。土地改良区の問題だからということになるからということなのかもしれませんけれども、そういうことで、ただ、やっぱり本当にみんなこれで、田んぼがなくても、事実上ないわけです。水も当然使っていないし。それなのに、去年だと1反歩1万5,400円払い続けなければならない。

今度、布設替え、管の工事化で新しい事業で処分を出すということも承知していますけれども、そういったことはあったとしても、工事すればこの400円だったか、また加算になる。それで、では一体どうなるのだと、本当に、農業はやっていないのにとということなのです。当時反対した人たちはそれそうです。ところが、そうではなかった人だってみんな言っているということなの

です。だから、これは役場で、行政でどうこうということではないのです。

だから、町長も政治家、私ら議員も政治家ですから、結局政治決着といいますか、政治が大体、県営事業で1反歩、米1俵で返せるということで始まって、当時2万円だった米が今半分になっている、とても払えないと。減反政策ですから、そういう点では国の責任もある。それから、県の責任もあるということなのです。農業を本当に頑張っけて米をつくり続けてきて、昨日も、80代になった方が2町歩もつくっているわけです。40万とか払わなくてははいけませんね、2町歩以上ですから。そうすると、結局水代払うためにそっちこっち痛くなった体にむちを打ちながらやっているのだと。本当にこの先どうなるのだという話しました。何件か歩くとやっぱり少なくないが、一時なかなか払えないというところもあったようです。だから、何とか今使っていないでも払っているといった、相当いるのだと思うのです。

だから、これは単に長島、6、7割が入っていると思うのです、前沢とともに。そういう点では、長島全体の問題でもあるだろうし、それから農業振興とか地域振興を考えた場合にも、やっぱりこれは何とかしなくてははいけないという点で政治家という話をしましたが、国会議員とか国に対してアクションを起こすということはできるのだと思うのです。単純にお金を出せという問題ではありませんから。

そういう点で、この問題というのは、私もずっと向き合っていかなければいけない問題だとは思っていますけれども、町長におかれても、同じ農民という立場でもあるかと思えますけれども、そういう点で、このことはやっぱりずっと発信し続けるというか、農家の方々と一緒になって、解決の道は簡単ではないです。仕組みが変わらないと変わらないですから。そういう点で積極的な対応をお願いいたしまして、答弁もしいただければ、私の質問としたいのですが。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

このかんがい排水事業については、当初もただいま議員がおっしゃったように大変な夢のある、またこの中山間も今後開発していくという意味で、大変な当初は意気込みがあったのも事実であります。前沢町そして平泉町も、当時も色々そういった進める中であっては、一緒になって、ある意味では相談に乗ってきたところもあると思っております。

なおかつ、やはり東部土地改良区として近年こういった課題を抱えているわけですが、そういった中で、あるときには管の布設替え等々、そういった意味では不幸な出来事もあったことも事実であります。そういったことを今後鑑みながら、その後現在に至っているわけでもありますけれども、ただいま県全体でも土地改良区でも、いずれ個々のかん排事業については大変な一つの課題になっております。当然一つの市、一つの町、そして受益者だけで解決できる、今多くの借金を抱えておりますが、そういったこともやっぱり整理していくためには、みんなで努力していかなくてはならない分野だと思えます。

改良区とも今回、昨年、照井土地改良区、東稲土地改良区が一緒になって合併したわけですが、その際にも、私としても土地改良区、県の関係にも色々東稲かん排のことについての

今後の行方についても、きちんと整理をしながら進めていってほしいと。束稲、そして照井の合併のみならず、かん排事業についても、東部についても非常にきちんと整理をする、そういう時期にあるということも申し述べてきたことも事実であります。

そういった意味では、今三枚山議員がおっしゃるとおり、今後どういうふうな解決策がいいのか、それは大きな課題でありますし、町としても、今後もお一層今まで以上に関係機関並びに県、国にも積極的に主張してまいりたいというふうに思いますし、また相談に乗っていただけるように努力してまいりたいというふうに思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

4番、三枚山光裕議員。

4番（三枚山光裕君）

本当に初めての質問でしたけれども、丁寧な答弁ありがとうございました。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで三枚山光裕議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

---

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時15分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開いたします。

通告3番、寺崎敏子議員、登壇質問願います。

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

通告3番、寺崎敏子でございます。

さきに通告しておりました1、文化振興策の推進について、教育長にお伺いいたします。

戦後70年、経済的にはかつてない発展を見た今日、広く国民の意識においては、物的な豊かさより心の豊かさを求める機運が高まっている昨今、心の豊かさを満たすものはまさに文化にほかならないのであります。すぐれた文化に触れることは、感動や創造することで人間形成にとっても重要であり、影響力のあることであります。世界文化遺産の町として、その特色のある文化をより一層の発信力にするためにも、文化振興策をどう講じられるのか、次の3点についてお伺いいたします。

1つ目、史跡等の保存整備と埋蔵文化財の保護の整備はどうなっていますか。

2点目、優れた文化を支える人材養成と確保の対応策は。

3点目、生活文化や芸術文化活動を中心とした文化のまちづくりの支援策は。

2、平泉町史の編纂についてでございます。町の貴重な資産、財産を保存、保護し、その価値を編集した町史の現状について、教育長にお伺いいたします。

1つ目、平泉町史の現況は。

2点目、昭和60年以降の編纂計画は。

次に、3、社会教育行政の方向性についてお伺いいたします。

人口減少、過疎化、少子高齢化の現代は多様な価値観が目立ち、社会経済環境が著しく変化していることはご承知のとおりであります。従来どおりの伝統的な地域コミュニティの機能は低下している昨今、また自治体の厳しい財政事情と人員の削減といった現状では、行政だけの対応では困難になりつつあると思われまます。新しい公共のあり方として、今後の生涯学習としての社会行政は重要な役割が求められてきている。そこで、社会教育の環境整備の推進について、次の5点について教育長にお伺いいたします。

1点目、社会教育行政の現状と課題はどう認識されておられますか。

2点目、課題の解決策はどう考えておられますか。

3点目、地域コミュニティの再生に向けた施策はどうなっていますか。

4点目、新しい公共の考え方として、ネットワーク型行政の取り組みの考え方がありますがどうなっていますか。

5点目、教育行政の視点に立った男女平等の学習の推進はどうなっているのでしょうか。

以上、大きい3点についてご質問いたします。簡潔な答弁をいただきたいと思ひます。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

それでは、大きな3点にわたってのご質問ありましたので答弁をさせていただきます。

まず、文化振興策の推進についてということですが、1点目の史跡等の保存、整備と埋蔵文化財の保護と整備についてでございますが、史跡整備をすることで住民は史跡に親しみ、地域の歴史と文化を尊ぶことができ、まちづくりにつながる活用が期待できるものと思ひます。平泉は平安浄土庭園の宝庫として、国内で唯一無二のものです。町内では毛越寺庭園、観自在王院、無量光院、柳之御所遺跡などの大きな史跡整備が実施されてきております。

また、平泉は史跡だけで成り立つわけではなく、都市平泉とも言われるように、中心部はほとんどすき間なく遺跡が密集しております。様々な開発とのかかわりで必要な発掘を行うことで、平安時代の平泉の姿が浮かび上がってきます。かわらけなどの出土品は、当時の生活様式の物証として価値が高いことから、柳之御所遺跡の出土品を初め約2,200点が国の重要文化財に指定されております。遺跡を保護することは開発と密接な関係があるため、特にも住宅建築などでは町民の理解が欠かせません。広報等で周知することで早期での相談に応じ、発掘調査を適切に進めるために研修で技術向上を図るなどして体制の整備を図っているところであります。

2点目の優れた文化財を支える人材の養成と確保の対応策についてでございますが、文化財にかかわる町職員としては、国や県の主催する研修に定期的に参加し、知識の習得と他地域職員と

の交流により、技術的なレベルアップを図ってきているところでもあります。岩手県教育委員会では、平泉文化の研究員を委託する事業を平成11年から継続してきております。また、20名前後の大学生による発掘実習についても、県教育委員会と町とが連携して毎年夏に受け入れてきており、2週間の実習の機会を提供することで平泉文化に触れてもらい、社会人になっても確実な平泉の応援団になってくれております。このように県教育委員会とも連携を強めて、人材の養成と確保に今後とも努めてまいります。

3点目の生活文化や芸術文化活動を中心とした文化のまちづくりの支援策についてであります。芸術文化に触れ、鑑賞できる機会の提供とともに、芸術文化団体が自主的、継続的に活動できるよう支援していくために、町芸術文化協会の舞台部門発表会の開催について、支援活動を行っております。

また、町が無形民俗文化財にしている民俗芸能については、教育委員会で平成28年2月に保護事業補助金交付要綱を定めております。これは継承に必要な機材等の作成及び修理、普及公開活動事業などに補助金を出すもので、町指定の民俗芸能の活動と継承に資する目的で新たに定めたところであります。

続いて、大きな2番目の平泉町史の編纂についてであります。その現況でございますが、町史編さん事業基本計画の中で、町史編纂については、町の歴史を調べ、祖先の足跡、偉業を明らかにするため町史を編纂し、後世に伝えていくことを趣旨としております。町史は昭和60年から平成9年までの間に史料編一、史料編二、総説・論説編、自然・民俗編の4巻が刊行されました。各巻2,000冊でございます。現在文化遺産センターで有償にて配付しておりますが、年間の配付数は10冊に満たず、在庫を多く抱え保管しているところでもあります。経年劣化により箱の痛み、紙の変色などが目立ってきております。平成27年4月調べの在庫数は、史料編一が677冊、史料編二が1,456冊、総説・論説編が743冊、自然・民俗編が1,572冊となっております。

次に、昭和60年以降の編纂計画についてであります。平成9年に4巻目が出て、総論についての構想も膨らんだようではありますが、原稿執筆には至らず、平成13年の編纂委員会議を最後に途絶えております。編纂事業にはしっかりと体制を組んで長年月で取り組むことが必要であり、教育委員会としては、多くの在庫を抱えていることから、直ちに新たな編纂に進むことは考えておりません。当面は刊行された4巻を大切に生かしていき、今後時宜を得て検討されるべきことと思っております。

続いて、大きな3番目の社会教育行政の方向性についてであります。1点目の社会教育行政の現状と課題についての認識ということでございますけれども、本町では、町総合計画に基づき、これまで幼児期から高齢期まで町民一人一人が自発的かつ自主的な学習活動が行われるよう生涯学習環境の充実を図るとともに、公民館や図書館、社会教育施設を拠点として多様な町民ニーズに即した学習プログラムの展開を図ってまいりました。町民は自ら主体的に生涯学習に取り組み、また様々なサークル活動に取り組むことで、心豊かな生活と生きがいを見つけ、それぞれのライフスタイルに合った生涯学習活動に取り組んでまいりました。

一方で、社会生活様式の急激な変化や情報化社会の進展により、社会教育に対する町民の要求



も複雑化、多様化しており、特に、これからの地域を支える若い世代が地域とのかかわりの中で生涯学習にどのように取り組んでいくのか、新たな生涯学習ニーズの掘り起しや魅力ある学習プログラムの構築がこれからの社会教育行政に求められる課題であると考えております。

その解決策をどう考えているかということでございますが、今申し述べましたとおり、社会教育行政に求められる住民ニーズは多様化、複雑化していることから、各世代に応じた学習プログラムの構築と生涯学習を通じた地域住民の連携、地域を支える若者が生涯学習の場で活躍できる場が求められております。この課題解決に向け、行政では町民に対して情報の共有を図るため、広報紙面による社会教育情報の提供、各生涯学習活動やイベントなどを通して生涯学習活動への参加を促し、住民参加による生涯学習社会の形成を推進してまいります。

また、これまでも生涯学習活動に積極的に参加することができなかった町民の方に対しても、参加促進を促すための魅力あるプログラムと地域住民の連携による生涯学習活動参加への新たな仕組みを構築してまいります。

3点目の地域コミュニティの再生に向けた施策ということでございますが、町では地域コミュニティの再生に向け、現在地域学習の推進と学校を核とした地域連携推進事業に取り組んでおります。平成26年度から取り組みがスタートした地域学習では、各行政区の小学校PTAを中心に、子供、保護者、地域住民が一堂に会し、地域に古くから伝わる歴史や伝統、風習、郷土料理などを学ぶ学習活動に取り組み、平成27年度には町内442人が参加して行われました。

また、学校・地域連携推進事業では、地域住民がボランティアとして学校行事の補助や学校敷地内の草刈りなどの環境整備、放課後に子供たちと一緒に遊んだり宿題を見守るなどのわくわくフィールド活動など、地域住民が学校にかかわり支える活動を実施しながら、学校を核とした新たな地域コミュニティ形成の仕組みに取り組んでおります。人口減少が叫ばれる中、地域住民が互いに連携し、支え合いながら他者とのかかわりをつくり、深める活動がこれからの社会教育行政に求められる役割であると考えております。

4点目の新しい公共の考え方としてのネットワーク型行政の取り組みの考えということでございますが、本町においては、これまで生涯学習活動を行う個人や団体、組織がそれぞれの目的や志向に合った活動を行いながら、自己実現に向けた活動を促進するための環境づくりに取り組んでまいりました。議員ご指摘のとおり、生涯学習におけるネットワーク型行政の構築は、それぞれの点の活動を一つに繋げていくことで情報の共有を図り、協働の仕組みをつくりながら地域課題や生活課題の解決に向けた実践活動に繋がっていくものと考えております。社会教育はこれからの地域づくりに重要な役割を果たしていくのは言うまでもなく、日常的な活動が常に情報共有され、地域社会の構築に向けた生涯学習ネットワークの構築が本町においても求められる課題となっていくものと考えます。

最後に、教育行政の視点に立った男女平等の学習の推進ということでありますが、教育における男女平等の考え方は、戦後から現在まで一貫してうたわれており、生涯学習の面においても、性別に関係なく男女が等しく学習の機会を享受し、男女共同参画のもと、他者との関係を構築しながら活動できる生涯学習活動が求められてきました。社会教育において、幼少の頃から様々な

体験活動を通じて、性別により固定的な役割分担意識にとらわれない活動により男女共同の意識を育む、また、大人は子供に対して男女共同の実践的な活動を見せることで、学校、家庭、地域における更なる社会教育の充実が図られるものと考え、今後も男女共同の視点に立った社会教育環境の充実に努めてまいります。

以上、ご質問に対する答弁をいたしました。議員が求める答弁になったかどうか、ずれがないかということでもかなり不安を抱えながらのお話をさせていただきましたので、再質問の中で答えさせていただきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

大変気を遣っていただきありがとうございます。期待するご答弁を出してもらおうということは、質問の仕方がきちっとしないとだめだということをいつも感じておるのですが、でも、通告のときにさてさて何々ということでも急いでしまいまして、文書も舌足らずだったりするところがございますので、私も再質問のところでの一問一答の中でやりとりして、お互いの認識を改めていけばいいのではないかというふうに思っておりましたので、その辺のところはお互いに言わなくてもわかっていただけたというところがございます。

では、再質問させていただきます。

色々と柳之御所の遺跡、平泉は、私も今回こういう文化振興について、自分もそういう中に生活していながらなかなかそこに関心を持っていかなかったということも今更ながら本当に恥かしい思いであります。今回この質問をするにあたりまして、色々と平泉町の庭園のことだったり、それから埋蔵文化財のことだったり、色々とぱらぱらと、しっかり読むにはとてもとてもここ一、二週間では到底できないので、自分の思うところだけをめぐってみたのでございますけれども、いや、素晴らしい町なのだなどと改めて感じました。これをやっぱり無駄にしているということは、もう本当にこの財産をいかに生かして後世に伝えていけるのかというふうに思いましたので、ここで色々と私の気付いたところ、それから今すぐやれるのでないかというものを質問したいと思います。

出土品がかなり、柳之御所、その他のところからたくさん出ている。2,000点、二千いくらとあると。それが重要文化財に指定されてある。これはよその町や市にもないことだと思うのです。その他も多くあると思うのですが、この文化財をどこに保管して、どのような保存をしているのか。適切な整備計画があってやっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

この重要文化財2,200点ということで指定になってございますけれども、町の所有分の指定品というのは1,260点余りなのですが、それが今、平泉の文化遺産センターの建物の中で特別につくりました木造収蔵室という部屋がございます、その中に全てを保管しておるという状況でござ

ざいます。当然火に耐え得る、火災とかそういったものに不安のないような、そういうところで施設もしっかりして、セキュリティーは万全を期しているところですし、整備計画という意味では決してないのですけれども、これ平成22年に指定になりまして、まずそういったセキュリティーのしっかりしたセンターの中で、木製の収蔵庫の中で温湿度が一定管理できるという、そういった中で当面は保管していくという、とりあえずの今の状況だということになります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうすると、町指定の、国の指定の分も全部入ってあるわけですか、そのセキュリティーかかっているところに。計画は、計画書もなくそこで保管しているというだけなのですか。それは整備計画書みたいな、そういうのは必要はないのでございますか。今後つくる予定はあるかどうかもお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

先ほどちょっと間違えましたかもしれません。国の指定文化財1,260点余りが文化遺産センターの中にございます。そこに保管するにあたりましては、簡単な計画というか、現状を国のほうにも報告して、実際に東京の国立文化財研究所というのがあるのですけれども、そちらのほうで温湿度、あるいはアルカリ、酸性という、そういう厳密なチェックをした上で、保管するにあたって適切かどうかという施設の判断も行って、合格をいただきまして保管しているという状況であります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それは、そうなりますと職員が管理をしているということだと思いますが、それを町民に公開するというようなことはないのでしょうか。それとか、希望があれば、それは公開できるものかどうかということもお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

よく近年の博物館なんかではバックヤードというのでしょうか、そういった収蔵、裏の舞台というか、そういったものを公開して、実際に見ていただくようなことも多々行われております。文化遺産センターとしては、そんなに大きいところではございませんので、決して中にたくさんの人が入るということとはできないのですけれども、そういったことについて、今後希望する方に対して対応するとか、しないとかというのは、これからの検討ということになろうかと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それは企画展とかそういうふうなときに、ぜひよその、民間のところの人たちが企画展をするようにというところで会場を貸しているようなのですが、やっぱりそういうのは町としてちゃんとそういうものがあるということであれば、町民、それからそういう関心がある方にこれだけのすばらしい物があるということ企画して、やっぱり長期の間にして中を変えながら、1年間なり半年なりというふうな形の公開もあっていいのではないかと思います、その辺のお考えはどうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

ご指摘のとおりでございまして、ホールを用いまして企画展等を、これまでも2回ほどですけれども、やってきてございます。平成22年のときに指定を記念して公開したということがございますし、その後も長島の縄文時代の遺跡がたくさんございましたので、その出土品を重点的に展示したこともございました。

しかしながら、展示するにはまだスペースがなかなか足りない、あるいはケースが足りないといった状況でございまして、それを順次、常設の部分では入れかえながら、できるだけ多くのものを持ってございますので、それを順次入れかえながらご覧いただくようなことは考えているところでございます。

また、今後も企画展についてはやっていきたいと、そのように考えております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ぜひやっぱりあって当たり前だったりするもので、目先の生活に追われてしまって、歴史的な、文化的なものに対してはなかなか町民の気持ちに向いていかないところありますので、情報をこまめにしながら、企画展なり、中学生とかという子供たちにもぜひ説明して、平泉の文化の高さを知らせてほしいというふうに思います。

では、次にいきます。

埋蔵文化財の発掘調査の結果、これは、報告は毎回発掘したときに現地説明会をして、私は行くことはないのですが、そういうことも一生懸命、文化遺産センターの職員がなさっているということに対しては敬意を表するところですが、その他なかなかやっぱり町民の方が少ないのではないかというふうに思います。こういう報告、研究資料としての遺跡の本を、こういうものは私の今質問したと同じような計画や保存をなされているのでしょうか。埋蔵文化財についてのところ、お知らせください。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

町内で多々遺跡の調査行われておりますが、その都度全て皆さんに見ていただいて、現地説明会というのですけれども、それは行っておりませんで、できるだけそういった条件にかなったところ、例えば無量光院とか、あとは幾つかありますけれども、そういったところでの説明会を通じまして、できるだけ皆さんにわかりやすく、生の部分を見ていただいてということでやっているところです。

また、年間の遺跡の調査報告会というのを毎年3月にやってございまして、それにはたくさんの方においでいただきまして、1年間通じたまとめた形での報告ということを見せていただきまして、できるだけ多くの方にわかっていただくということは広報なんか通じまして、あるいはホームページで若干の情報を載せながら発信しているというようなところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、次に、この研究でございます、文化財について。岩手大学と平泉文化研究センターとの調査研究の協力体制をとということをやっておりますが、その辺のところはどのようになっておられるか、進んでおるのか。それが学生たちのとかかわりと町民のかかわりについてはどのようになっているかお尋ねいたします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

平泉文化研究センター、そちらのほうは数年前から町と協力するような形で進めておりまして、実際に平泉文化研究センターの研究者の方々にも色々とおいでいただいて、こちらとしては色々な資料を提供したり、遺物というものがあるのですけれども、そういったものを提供しながら、研究の素材としていただくというところで研究をしていただき、成果は平泉文化研究フォーラムというのがありまして、これは県教育委員会が主催しているところなのですが、その中で成果を報告という形で皆さんに出しているところでもあります。

あとは、学生の発掘の実習なんか来てあれしているのですけれども、それについては、学生たちは特定の大学の学生たちなのですからけれども、向こうの東京に帰りまして文化祭、大学祭がありますけれども、そういった中で、平泉での実際に体験した発掘のことについて発表しているところであるそうです。実際に私はちょっと見てはいないのですけれども、そんなような形で色々なところに発信してもらっているということになります。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

平泉文化研究センターの一つの役割に、地域に自分たちの研究を還元するという、そういう役割があります。毎年6月の世界遺産平泉の日の近くに、研究センターから先生を一人お招きして、

小学校の6年生に平泉学講話というのをしております。今年はまさに世界遺産平泉の日の6月29日、今回は小学生と中学2年生にも入っていただいて、午前中に講話をお聞きするというのを計画しております。毎年継続して、そのような形でセンターの方に来ていただいて勉強する機会を持っているということでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

文化遺産が登録になって、小学校、中学校の子供たちはそういう機会はいっぱいあるのですが、私もここに来て35年になるのですが、大人の人たちの興味関心というのですか、そういうところが今ちょっとやっぱりなかなか向いてくれないのではないかとということなので、せっかくそういういい先生をお招きしているのであれば、一般町民に対しても公開のようなことはできないものでしょうか、ちょっとお尋ねします。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

そのことにつきましては、やはり必要だということを重々認識しておりまして、センターのほうにも、そのようなことができないかということをお願いをしているところですが、なかなか、先生の方なのではございますけれども、忙しいのか、そういったこともあろうかと思っております。今のところまだ実現していないところですが、これは引き続きお願いして、何とかそういうふうに町民に対しての報告なり、研究の成果というのをわかりやすく教えていただければという、そういう機会を設けるように努めていきたいと思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ぜひそういうふうにして少しでも、やっぱり1人でも2人でもということで、一生懸命センターや教育委員会の中でもそのようにご努力されているのでしようけれども、なかなか町民の気持ちがいかに向いていかないというところなので、諦めずにそういうことを申し続けていってほしいということです。

それに関連しまして、人材の確保の対応であります。大学生ばかりではなくて、やっぱり町内の協力者とか理解者を増やすためにも、今のような講演会とか、そういう話がいいのではないかといいふうにも思います。それから、このぐらいの文化財があるのであれば、学芸員の人数が足りないのではないかといいふうにも思ったのですが、この学芸員の採用というのはどのようにお考えなのか。これはちょっと教育委員会や文化遺産センターではないと思うのですが、その辺はどのような考え方でおられるかということをお尋ねしたいのですが、町長でしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

学芸員の採用というようなことでございます。今現在学芸員という資格を持った職員は採用していないわけでございますけれども、いずれ史跡、文化財等を抱える町でございますので、必要性は認識しているところでございます。いずれ今後採用計画の中で検討させていただきながら、その中で盛り込めるときに盛り込みながら採用をとというような方向を検討させていただくというようなことで対応させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ぜひその辺は、幼稚園の先生と同じ、保育園の先生と同じで技術者でございますので、むしろこの文化財を大いに生かして、観光だったり学習だったり生かしていくということが必要ではないかというふうに思います。

それでは、文化のまちづくりということで、無形民俗文化財の指定というふうにあります、ちょっと私の認識不足なのですが、無形民俗指定されているのは幾つぐらいあるのでしょうか。今すぐ答えられますか。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

これは町の指定文化財になります。町指定になっている民俗芸能の団体というのは4つございまして、田頭讃念仏、それから行山流の長部鹿踊り、それから達谷の窟毘沙門神楽、長部神楽、以上4つの団体がございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

では、保護の事業補助金の交付をすることになったというふうになっておりますが、これは早速活用されているものかどうかというところをお尋ねしたいし、長島の行山流というのですか、あの鹿踊りは後継者不足でずっとここ傳承されていないようなのですが、その辺のところはどういうふうになっているかお尋ねしたいです。

議長（佐藤孝悟君）

及川平泉文化遺産センター所長。

平泉文化遺産センター所長（及川司君）

今年の2月にこの補助金の要綱が制定されまして、各所有者の方々には通知が行っているところです。早速やはり1件のお話がございます、それは衣装を更新するというか、そういったご相談もいただいております、これからそういったことが色々と増えてくるというところでございます。

行山流の先ほどのものでしたけれども、これにつきましては、ちょうどこの保護要綱が制定されるきっかけともなっております。というのは、平成25年のときに、各団体に現在どういうふうに活動しているか、どうであるかというアンケートというかお話を聞いたところ、やはり一つは後継者がいない、不足しているというところで、ほとんど活動が止まったような状態だという、そういった切実な状況を聞かせていただきまして、これはもうやっぱり活動を活性化させるためのことをしていかなければならないということで、今回の制定に繋がったわけでございます。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

ぜひ参入をするようにご指導よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、町史のほうに移っていききたいと思います。

これはかつて一生懸命議会で質問する議員がおりまして、その議員が質問しなくなった途端に跡形もなく誰も質問することがなくなり、行政でも何も手をつけていないような感じで、私は今回、これは大変なのではないかというふうに思ひまして、こういうところで質問させていただきます。

劣化が進んでいるということで、在庫もだいぶあるとなれば、早速この在庫の検討をしなければならないのではないかというふうに思ひますが、方向性みたいなのは全く考えていないのかどうかお尋ねしたいところですが、そして、この在庫を生かすよう、活用する、当初刊行された4巻も大切に生かしていきたいと。生かされなかったから残ったのではないかというふうにも思うので、これはもう文化遺産センターや教育委員会での問題ではないのでないかと。これだけの在庫を抱えていれば、学術的な裏付けとなる歴史を編纂する計画もない。これでは平泉町は本当に残念で仕方がないです。大袈裟に言えば、歴史の町としての死活問題ではないかというふうにも思ひます。歴史をすごく思っている人は、これは本当に何とかしなければいけないのではないかということなのですが、私の考えとしては、町史の編纂委員会をもう一度復活して、この在庫の部分についても、これはもう庁内でも検討し、検討委員会の人たち、編纂委員の人たちも集まって、そしてそれを無償にするのか、それとかご寄附にするのかというようなところも含めて、これは町として取り組むべきことではないかと思うのですが、町長の見解を伺いたいです。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

議員おっしゃるとおり、このことについては、質問するとか議会で提案というか、質問されていないからというようなことでは全くありませんで、年々このことについては、町としては、例えば町勢功勞の方々に町の歴史ということで記念品といいますか、形で納めていただいたり何かして、そういった部分部分で活用させていただいていることは事実であります。

ただ、残念ながら、色々な今の状況の中で、先ほど教育長からご答弁いただきましたように、そういった数が在庫としてあることも事実であります。今後この在庫については、今までやはり



1冊幾らというような形で販売してきた経過もあります。かといって、今こういう状況だから、これ無料で配布しますとかいうような、即、そして決められるような、そういう状況にはないというふうに思っております。そういった部分も踏まえながら、大所高所から少し検討する必要があるのだろうというふうに思っております。その方法論についても、今後さらに検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

そうだと思います。言ったからやる、言われないからやらないということではないと私も思っております。しかし、これも何らかの解決策をして、今までのこの20年、もう30年近いわけです、計画が。その後の見直しも入って、登録になってからもないので、この計画を立てながらということは、今後検討というふうなお答えでしたけれども、今後検討というものは1年以内なのか、ずっと先のことなのか。そのぐらいはお答えできませんでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

いずれにいたしましても、1年以内とかいうことではなく、いずれ早急に検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

それでは、編集委員になる方も、だんだんと何十年も先になると、編集して下さる歴史家の方々なども高齢になってきますので、そういうところも含めながら、やっぱり順調に町の歴史の編纂をやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、社会教育行政の方向性についてというところに移っていきたいと思います。

ご答弁もたくさんいただいて、そうなのかなというふうには理解はしたくないのですが、答弁と町民との意識の温度差があるように私は感じております。世代のニーズ、それから色々と世代に合った魅力あるプログラム、学習プログラムというのを展開をするというご答弁がありました。学習プログラム、魅力あるプログラムというのは、具体的に例を上げてちょっとお話をさせていただきたいのですが、どうでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

これまでの社会教育行政というものは、どちらかというと学んでいただくといいますが、上から目線とまではいかないですけれども、こちらで店を開いて、どうぞという形で集まっていたら学んでいただくということが中心ではなかったかと、そのように思います。

先ほどネットワーク行政のお話にもありましたが、これからの社会教育、生涯学習というのはそうではなくて、自分たちから何を学びたいかという、それがニーズだと思いますけれども、そういったようなものをお聞きを取りしながら、一緒になって考えるというふうなことが大事になってくるのではないかと。そのことが、今まで色々なプログラムでこれはどうだ、これはどうだというふうに並べていたものだけではなくて、新しい切り口といいますか、新しい希望というものを受け止めながら計画を立てていく、一緒になって計画立てていくというふうなことが大事なのではないかと。サービスを提供するという、そういう考えだけではなくて、自ら学んで、そしてそれが、学んだことが、例えば社会のボランティア活動に繋がったり、まちづくりに繋がったりというふうな形で進めていくことが今後大事ではないかと。そういう意味では、時間とか、あるいは学ぶ場とか、そういったようなものも新たな考え方、発想でもって、いわゆる外に出てというふうなことが大事になってくるのではないかと、そんなふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

わかったようなわからないような感じでございますけれども、今までのような、教育長の言いたいところも何となくわかるのでございますが、例を上げますと、教育振興運動のような、ああいう学校を中心とした運動をやっている、各地域の中でも色々と地域型、何々型、学習平泉型というふうにして声掛けで終わってしまって、もうそれ以上一步も進まない。そして、そういう生涯学習の活動やイベントをやっただいて、発表会をやっただいて、その事例発表をしているというところですが、なかなか効果が見えてこないのですが、例えば教育委員会として、そういう振興運動をやったり、イベントを通して効果が見えているなというのがありましたら、事例として上げてください。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵教育長。

教育長（岩淵実君）

先ほど申しましたが、昨年度から、平泉学を子供たちだけのものではなくて地域一体となって学ぶという地域学習に広げるべきだというふうな発想で、行政区単位にお年寄りから子供まで一堂に集まって、歴史であったり伝統であったり、あるいは食文化であったりというふうなことで、学ぶ場を設けていただいております。教育委員会から社教がPTAに働きかけて、それを軸として進めているということで、平成27年度は21行政区のうち16行政区でそういった取り組みをしていただいております。

歩みは非常にのろいといいますか、ゆっくりとしたものではあるかというふうに思いますけれども、着実に、いわゆる地域を振り返って見つめる、地域のよさを再認識する、そういう場にはつながっているのではないかなと。こういうふうなことを繰り返していくことによって、平泉の良さなり価値なり、あるいは地域で生きるというふうなことの連帯感なりというふうなものが育っていくのではないかと、そんなふうに思っているところであります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

本当にこういうのは時間のかかることなので、ただ子供たちは待たなしに育っていくわけではございません。お年寄りやお父さん、お母さんたちも学ぶ力というのですか、子供も少なくなってきていますので、学校を中心とか地区子供会を中心というふうになってしまいますと、本当に極端な話、その地域に小学生が3人しかいないというような現状もあるわけです。だから、そういう意味では、本当に地区に、地区にと言いますが、地区に返されても困ってしまうところもあります。それから、大きい所帯のところは大き過ぎて責任がなくなって、なかなか人が逆に集まらないというふうな、そういうところが出てきているわけです。これも根強くやっていくしかならないのではないかというふうに考えておりますが、私がお話ししましたネットワーク行政のことでございます。

生涯学習社会の構築の中核を担う社会教育行政は、今後の取り組みの方向性として、平成10年の生涯学習審議委員会の答申の中で、社会の変化に対応した今後の社会教育行政のあり方について、このネットワーク行政を提言されておりました。それで、平成20年度の答申においても、地域の実態等に対応して、行政が地域住民、企業、大学、多様な団体と積極的な連携を進めることについて、提言もされているわけです。だから、国でもこういうふうな現状、地域でも地方でも、かなり提言しているということはわかった上でこういう答申をしているようです。

今後、行政でも各課の、ここを前にもお話ししましたがけれども、暮らしの中は縦割りではないのです、横の繋がりなのです、全て。そういうことで、各分野、各課の連携、補助金の有効活用もしていてもいいのではないかと。今後、地域コミュニティの再構築も望まれます。まちづくりは人づくりと言われます。各分野ごとの施策ではなく、学校や町長部局との連携を推進していく必要があるかと思えます。子供、高齢者、女性といった従来どおりの年代別の学習ばかりではなく、こういう連携もしていくことも非常にこれからの地域コミュニティの再生、そして社会教育の中で人づくりというふうなことがいいのではないかとというふうに考えております。町長が提案しているチーム平泉、そういうのにより近いのではないかとというふうに思うわけです。

この近いというネットワーク行政の検討をこれから各課でも、例えば地域の中で防災の学習をするといったときに、教育振興問題と一緒に重なってやっていく。そして、中間施設、そういうふうなところも、課題解決するために実践と一緒にやっていくというふうなところをやっていくと、もっともっと補助金の活用などもいいのではないかと。

今もう、この基本計画を見てみると、それぞれにやっぱりやっているのです。地域課題でやっています、はい、生涯学習でやっていますというふうな。それをもっと精査して、補助金活用ももっと整理していくと、地域住民の人たちの動き、それから子供もその中で育てていくといふような形がすごくいいのではないかと。それがネットワーク行政の型ではないかというふうに私は捉えていますので、すぐというわけにはこれはなかなかいかないと思えますけれども、例えばチーム平泉の、例えば子育てのことをこういうふうに話ししているよ、民間で、NPOを取るか取らない

かは別としても、そういう人たちと一緒にやっていく。それが保健センターだったり町民福祉課だったりの活動資金の中で、地域の中でやっていくというふうな、大きい転換が来ているのではないかというふうに思っておりますので、ぜひその辺のところ、町長の構想の中でも、2年とって分岐点に来ていますので、そういうところを大きく変えながらリーダーシップをしていってもらえればいいかなというふうに、副町長は、それは難しいなという、その顔ぶれがこちらにすぐ見えるのですけれども、そういう露骨な顔はしないでください。ぜひそういう考え方もあるのかみたいな感じで聞いていただいて、何か一ついい道標を付けてもらいたいと思いますが、町長、いかがでございましょうか。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町長（青木幸保君）

では、私のほうから答弁させていただきます。

今議員のおっしゃることは、私としても頭に描いていることと100%恐らく話されていないと思いますが、一つ一本化でなく、やっぱり総合的なまさに少子高齢化という一つの中、地域、地域でも人口減少の中、各行政区でも、小学生がうちのほうには何人しかいない、1年生は一人もいないとかという、そういう現状があります。そういった中で、今後の社会教育のあり方、地域との共生、そして地域内でのそういった社会に向けての動きというのは、やはり大きな課題であるけれども、なおかつやっぱり喫緊の課題だというふうに思っております。

そういった中で、先ほど教育長が答弁した、地域さおろして、そして地域の中で平泉学、そういったようなことを各地域にも取り組んでいただいている。先ほど16行政区で取り組んでいただいたというように、全てをそこに下駄を預けるという意味ではなくて、そうしたら、地域の人たちにもやはりそうして動いていただかないと本当の地域コミュニティは生まれてこない。逆に言えば、行政でこうやるからこうしろとか、こうしてくださいとかということではなく、もちろんそういったリーダーシップも大事です。でも、そこをやっぱり捉えてやっていかないと。

実は、先ほどの三枚山光裕議員がおっしゃったデマンドタクシーのこともなのですが、買い物弱者だけではなく、答弁でも言いましたが、そのことによって、例えばあの人と会話することによって、そこに参加していただくことによって、その人の今の健康状態といいますか、状態も話しすることによって気持ちが生まれてくるという、そういったことの見守りもしながら、なおかつ地域福祉ということをどう考えるかといったように、やっぱり総合的なそういうものを今やっていかななくてはならない、そういうときにあると思います。これこれの制度あります、こちらにはこういう制度があります。しかし、ではそれをどこ行けばいい。民生委員に言えばいいです。区長さんにお話しすればいいですということではなく、やっぱりそこで区長、民生委員、地域の保健推進委員であり、そして地域の今代表する各地域のこの班長とか、そういう方々が地域にあると思いますが、公民館長とかです、そういった中で、地域内でそれを総合的にどう運用していくかということをやったりきちっと話できる。それが防災に繋がっていったり、地域福祉に繋がっていったり、高齢者福祉に繋がっていったりするというのが一つの地区のチームであり、町全体

のチームに繋がっていくというふうに思っております。

そういった意味では、今議員がおっしゃっている内容は、私なりに把握させていただいたつもりであります。副町長がこういう顔をしたのは、この間町長に言われていたことだ、ということをおそらく認識したからそういう表情に出たのではないかというふうに想定されますので、このことについてご容赦願いたいと思います。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

11番、寺崎敏子議員。

11番（寺崎敏子君）

町長と副町長のチームワークはよくとれているということはわかりました。文化振興についても、それから、これからの子供たちはじめ年老いていく私たちがどうこの町の素晴らしい文化の町で暮らしていくかということも含めまして、文化遺産センター、教育委員会の方々の地味な、その諦めずにやっていただくというところに今回は質問させていただいたので、ますます文化財の発展、そして世界遺産の町に恥かしくない整備計画だったり、保存計画をぜひやっていただきたいし、町史の件についても十分に検討して早急にやっていただきたいというところで、私の質問をここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで寺崎敏子議員の質問を終わります。

暫時休憩といたします。

---

休憩 午後 3時15分

再開 午後 3時30分

---

議長（佐藤孝悟君）

再開します。

通告4番、升沢博子議員、登壇質問願います。

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

通告4番、升沢博子です。

本日最後の質問になりました。皆さんお疲れのところでございますが、最後ですのでどうぞよろしく願いいたします。

さきに通告しておりました2点について質問いたします。

1点目は、総合計画後期基本計画における財政計画について。

この件については、さきの4月会議において当局より素案が示され、議決したところですが、この中の財政計画について何点かお尋ねします。総合計画の具体的な施策が基本計画に盛り込まれ、財政計画が将来の新規事業や投資事業がどのような計画をもとに進められていくのかの大事

な裏付けになると考えます。そこで、後期総合計画、第4次行政改革プランを踏まえて、平泉の財政の状況と課題について伺います。

1つ目は、財政力指数について。

2つ目、経常収支比率について。

3つ目、実質公債費比率について。

4つ目、財政調整基金の残高について。

5つ目、人件費、物件費についての分析はどういうふうに行っているのでしょうか。

次に、道の駅の建設、スマートインター事業などの大型事業が後期計画中に予定されていますが、現状と課題を踏まえて財政計画策定の考え方を伺います。

次に、行政改革プランの中で、政策評価は手法が定まらず行わなかったということですがなぜでしょうか。また、人事評価についてですが、当町職員の働く意欲を高め、能力を十分に発揮していただくためにも、今後どのような手法の人事評価制度にするのかの考えを伺います。

次に、財政計画は地方自治体が総合的な行政運営を行うための財源的な裏付けを保障するものと考えますが、そのためにも基本計画に具体的な財政フレームを入れるべきではないでしょうか。

次に、新公会計制度の導入によって、財務書類の公表が平成29年度に義務付けられておりますが、町民にもわかりやすい公表の仕方について、どのように考えているのかを伺います。

次に、大きな2つ目でございます。第6期高齢者福祉計画について伺います。

平泉町の高齢化率は32.7%、平成27年度、およそ3人に1人が高齢者となっております。誰もが健康で豊かな老後を迎えたいと考えているとは思いますが、現実には厳しく、平成12年に始まった介護保険制度も何度かの改正を経て、平成26年度の新たな改正により大きく変わるとされています。特に、今まで介護区分として要支援1と2、要介護1から5があり、介護度によって受けられるサービスの差はありましたが、訪問介護・通所介護の費用は保険の給付によって賄われてきました。今回の改正によって、要支援1と2は保険から外され、予防事業として市町村が担うことになりました。そこで、平泉町は平成29年4月と予定している地域支援事業として、どのような取り組みとなるのかお知らせください。

次に、広域行政組合の管轄として高齢者総合相談センターひらいずみ（地域包括支援センター）がありますが、平泉町保健センターとどのような連携で事業を行っているのかをお知らせください。

次に、認知症高齢者が予測をはるかに超えて増加しております。平泉町の現状の把握は行っているのでしょうか。

後期総合計画の地域福祉の充実の施策に健康福祉交流館の有効活用とうたわれていますが、どのような活用を考えていますか。

最後になりましたが、高齢者、障害者など災害時に介護の必要な被災者らを受け入れる福祉避難所の設置が求められておりますが、本町では後期計画の中に設置する計画はないのでしょうか。

以上の質問について、明快な回答をよろしく願いいたします。

議長（佐藤孝悟君）

青木町長。

町 長（青木幸保君）

それでは、升沢博子議員からのご質問にお答えをいたします。

はじめに、1番の総合計画後期基本計画における財政計画についてのご質問の①になりますが、平泉町の財政の状況と課題は、財政力指数について、経常収支比率について、実質公債費比率について、財政調整基金残高について、普通会計決算の人件費、物件費の分析はのご質問にお答えをいたします。

財政力指数は、ご存じのように地方公共団体の財政力を示す指標で、その指標が1.0を超えた場合は不交付団体となり、普通交付税の交付がありません。算出方法ですが、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3カ年平均で出しております。

過去に遡ってこの指数を見ますと、平成17年、平成18年の0.34をピークに毎年度0.01ポイント減少し、平成24度、0.28、それ以降増加し、平成27年度、0.30となっております。

財政力指数を上げるには、分母となる基準財政需要額が減少し、分子となる基準財政収入額が増加することが必要となります。基準財政需要額というのは、地方公共団体が合理的で妥当な水準で行政活動を行っていくために必要な経費であり、人口や世帯数、面積などで算出されます。一方、基準財政収入額は、通常標準的に徴収し得るであろうと考えられる税収入でございます。

したがって、財政力指数を上げるためには、基準財政収入額を増加させる、つまり税収入を増加させる必要があります。このための企業誘致による法人税の増や雇用拡大による所得向上を図るほか、道の駅を活用した農業振興策やグリーン・ツーリズムの推進による観光振興との連携など様々な機会を捉えて町民の皆様の所得向上に向け、努力してまいりたいと考えております。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費のように容易に縮減することが困難な経常的経費に対して、経常的一般財源収入がどの程度消費されているかを表す指標でございます。この比率が低いほど経常的経費に充当した経常一般財源の残余が大きく、臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造が弾力的であることを示しているものでございます。当町では、平成19年度一般会計で96.3%をピークに減少してきており、平成26年度数値では一般会計で88.9%となっており、少しずつ改善されてきており、今後はさらに下げていく必要があると認識しているところでございます。

事務的経費ともいわれる人件費、扶助費、公債費でございますが、人件費は平成19年度以降総額で9億円台と横ばいから若干減少していますが、人事院勧告や県人勧、あるいは他市町村の動向を踏まえ、また町の定員適正化計画などを基本に、今後とも適正な管理を行ってまいりたいと考えてございます。

扶助費は平成19年度以降、2億円台から毎年増額となり、平成26年度、4億円台へと増額してきておりますが、国の制度の影響を受けるため、抑制は難しいものと認識しております。また、公債費は平成20年度の7.6億円をピークに平成26年、4.6億円台まで減少してきておりますので、今後とも、投資事業については計画的な借入を行うことにより、公債費を引き続き減少させていきたいと考えております。

実質公債費比率は、町の1年間の収入に対する毎年の借金返済費用の割合を示すものでありまして、3カ年の平均数値であります平成19年度、23.0%をピークに平成26年度決算で10.2%と減少してきております。平成19年度から平成23年度までの5年間の公債費負担適正化計画の実施で、平成23年度、15.6%と18%未満を達成し、それ以後も第3次行政改革プランにおいて起債の抑制に取り組み、現在に至っております。

今後、平泉中学校の建設に係る起債の償還が始まることや、スマートインターチェンジ、それに関する道路建設、橋梁改修等によりこの比率は増加する見込みとなっておりますが、平泉町第4次行政改革プランの財政の健全化の取り組み事項にプライマリーバランスの黒字化を1として掲げてございますが、具体的な起債の借入額が公債費のうちの償還元金を超えないようにするということや、実質公債費比率に影響のある特別会計への繰り出しについても、総合計画と同様に毎年度見直しを行い、この計画を財政計画に反映させた中で、健全財政を維持するよう調整を図ってまいりたいと考えております。

財政調整基金残高は、過去の集中改革プラン及び行政改革プランの取り組みなどにより起債の新規発行を抑制した一方で、基金を積み立てるなど財政状況は改善され、財政調整基金も平成26年度末で10.8億円と過去最高額となっております。

今後、普通交付税の算定が行革を特に進めている団体を基準とするトップランナー方式に移行すること、人口減少対策経費が減少すること、交付税の計算の大きな要因を占める国勢調査人口が減少となる見直しになることなどから、交付税も減少する見込みと推計しております。中期的財政計画を毎年度見直ししながら、見込める歳入に相応した歳出を基本として各種施策に対し優先順位をつけ選択し、あるいは政策的経費の重点配分を行うなど限られた財源の経費支出の効率化に努め、財政調整基金については災害など非常事態に備え、標準財政規模の10から15%である4億円は最低限確保する見込みとしております。

人件費については、経常収支比率の際に申し上げたとおりでございますが、定員適正化計画に基づき、今後とも9億3,000万円から9億8,000万円前後を見込んでいます。退職者数によって退職手当の特別負担金の額が増減することから、各年度増減がございます。今後とも適正な管理を行ってまいりたいと考えてございます。

物件費については、平成23年度4億円台でありましたが、マイナンバー制度等に伴う機械機器リースの増額や保守点検の増、消費税の改正など、平成26年度で5.4億円の増額となっております。今後は経費の節減、合理化による事務執行の簡素化、集約化、標準化を図るため事務の総点検に取り組み、内部事務事業全般について徹底した見直しを行い、経費の節減、合理化に努めてまいります。

次に、大型事業を控え、現状と課題を踏まえて財政計画策定の考え方のご質問にお答えをいたします。

さきに申し上げているとおり、今後、平泉中学校建設に係る起債の償還が始まることや、スマートインターチェンジ、それに関係する道路建設、橋梁改修等が予定されていることから、財政計画を毎年度見直ししながら、健全財政維持に向けたコントロールを随時行っており、今後ともこ



の姿勢を守り、将来世代に過大な負担とならないよう行財政運営をしてまいる所存ですので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

次に、行革プランの事務事業評価、政策評価は手法が定まらず行わなかったとなっているがなぜか。また、人事評価の手法はのご質問にお答えをいたします。

はじめに、事務事業評価については、第3次行政改革プランにおいて、事務事業評価実施要綱に基づき5年間で146事業内容の評価審査を行い、事務の評価と合わせて予算編成に反映させることができました。第4次行政改革プランにおいても、引き続き取り組みを継続してまいります。

次に、政策評価につきましては、第3次行政改革プランにおいて、手法等の研究、他市町村での先進事業の情報収集に努めました。岩手県としても、政策評価を県域全体に浸透させる取り組みとして研修をはじめましたので受講したところであります。これらを受けまして、今後は実施してまいりたいと考えております。

次に、人事評価の手法はについてのご質問にお答えをいたします。

まず、人事評価制度は、平成26年4月に地方公務員法の改正が行われ、地方公共団体は平成28年4月より人事評価制度の導入が義務付けられました。平泉町におきましても、平成27年度より試行的に実施し、平成28年4月より本格実施としております。手法についてですが、能力評価と業績評価を行うこととしております。能力評価では、職務の遂行において発揮された能力や職務への取り組み姿勢、態度について評価を行います。業績評価では、課、室ごとに新平泉町総合計画、施政方針、個別計画等を踏まえた組織目標を設定し、さらに職員が組織目標の達成に結びつく効果的な業務目標をそれぞれ設定し、その設定した目標の難易度、達成度により評価を行うこととしております。この人事評価制度はまだ始まったばかりですので、今後様々な課題が出てくることも予想されますが、その都度見直しを行い、改善しながら、人材育成のツールとして活用していきたいと考えております。

次に、総合計画に財政フレームを盛り込んだ財政計画を示すべきではのご質問にお答えします。

財政計画については、新平泉町総合計画がその基本となることは言うまでもありません。この計画を策定するにあたっては、投資事業の実施計画もあわせて盛り込みますが、具体的には事業費とその財源内訳、また実施年度、実施期間などですが、これに基づいた財政計画もあわせて作成し、投資事業に無理がないかチェックをしております。人口減少に伴う地方交付税の減少や税収の落ち込みなども考慮した中で、健全財政の維持を基本に財政計画を作成し、予算編成時にあわせて実施計画を毎年度見直しております。

基本的な考え方として、歳入財源については、厳しく堅く見込み、歳出経費については、想定される全てを見込むという方針で作成しております。投資事業に伴う起債発行額やそれに伴う公債費の動向を検証し、その結果により総事業費の調整や、場合によっては事業間、年度間での調整を行いながら作成しております。

繰り返しになりますが、財政計画を毎年度見直しながら、健全財政維持に向けたコントロールを随時行っており、今後ともこの姿勢を守り、将来世代に過大な負担とならないよう行財政運営をしてまいる所存ですので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

なお、お尋ねの総合計画に財政フレームを盛り込むという部分については、今後検討させていただきたいというふうに考えております。

次に、新公会計制度の導入により財務書類の公表が来年度から行われるが、町民にもわかりやすい公表の仕方についてどのように考えているのかのご質問にお答えをいたします。

新公会計制度の導入による財務書類の公表は、財務省からの要請により、平成28年度決算より平成29年度に行うこととしております。固定資産台帳の整備及び財務書類と財務会計システムの仕分けのルールづくりや基準の作成を行い、財務書類作成の上、平成29年度末に公表する予定としております。

なお、町民にわかりやすい公表の方法というお尋ねでございますが、広報やホームページでの公表を考えておりますが、財務書類は作成することが目的ではなく、活用すること、財政のマネジメント強化のため地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、限られた財源を賢く使うことが重要とされております。適切な資産管理として、公共施設等の統廃合や老朽化度合いが把握可能となり、老朽化対策の優先度を踏まえたメリハリのある予算編成に活用することができ、また事業実施評価に活用することができることなどから、活用方法と公表方法を検討してまいりたいと考えております。

次に、2番の第6期高齢者福祉計画についてのご質問の①介護保険制度の改正に伴い、要支援1、2の高齢者が平成29年度から市町村の地域支援事業となるが、平泉町としての取り組みはのご質問にお答えいたします。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者の増加が予想される中、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、医療や介護、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が重要な課題となっております。そのため、平成26年6月の介護保険法の改正に伴い、来年度から新しい総合事業である介護予防・日常生活支援総合事業が開始されます。これにより、これまで介護予防給付として行われてきた訪問介護・通所介護につきましては、介護予防・生活支援サービス事業として総合事業へ移行いたします。現在、一関地区広域行政組合において、総合事業の実施に向けてサービスの単価の設定や介護サービス事業所へのニーズ調査等の実施を検討している段階です。

また、今年度からは生活支援コーディネーターを保健センターに1名配置し、地域の支え合いの推進や高齢者ニーズ把握と生活支援サービスの調整など、暮らしやすい地域づくりに努めておりますし、講演会を開催するなど、新しい総合事業について住民への周知を行っているほか、介護サービス関係者での先進地視察を予定しております。

次に、広域行政組合との連携による支援体制とはのご質問にお答えをいたします。

地域包括支援センターが地域における総合ケアマネジメントを行う業務を担っており、一関地区広域行政組合から委託を受け、高齢者の相談支援業務やケアプランの作成などを行っております。地域包括支援センターは、高齢者の総合相談の拠点として高齢者ニーズ把握に努めており、介護関係機関で構成する地域ケア推進会議などで連携して課題検討を行うなどにより、町の高齢

者施策に反映させております。

次に、認知症高齢者の実態把握は行っているかのご質問にお答えをいたします。

厚生労働省の認知症施策推進総合戦略である新オレンジプランの中では、平成37年に全国で認知症を患う人の数は約700万人を超えると推測しており、65歳以上の約5人に1人となります。当町における認知症と診断されている方の人数を正確に把握することは困難ではありますが、介護保険の要介護及び要支援認定における調査の中で、認知症高齢者の日常生活自立度を調査しております。

平成27年3月31日現在で、要介護、要支援認定者520名のうち、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準で日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さがあるⅡa以上とされた方は296名となっており、半数以上に認知機能の低下が見られている現状であります。

次に、後期総合計画の地域福祉の充実施策、健康福祉交流館の有効活用とはのご質問にお答えします。

地域福祉の充実につきましては、地域福祉計画の中で、福祉を支える人づくり、福祉サービス提供の仕組みづくり、安心・安全に暮らせるまちづくりの3つの基本目標のもと推進していくこととしており、具体的には、地域活動やボランティア活動の支援、社会福祉協議会との連携、民生児童委員の支援、関係機関のネットワークの構築等、自助・共助・公助の連携によって様々な地域課題を解決していく取り組みとなっています。

次に、健康福祉交流館の有効活用では、ふれあいサロンなど地域の福祉活動やスポーツ行事などの健康づくりの支援として、入館料や施設利用料の軽減を図りながら、施設を活用してまいります。

次に、後期総合計画に災害弱者支援の福祉避難所の設置計画はのご質問にお答えをいたします。

福祉避難所につきましては、避難行動要支援者計画の中で、通常の避難所では避難生活が困難な避難行動要支援者のため、バリアフリー化した施設や生活相談員等の確保が比較的容易な社会福祉施設等と協定を結ぶことにより、福祉避難所の確保に努めるものとするがあります。町内にあるこれらの要件を満たしている施設としては、特別養護老人ホームなどの介護施設や福祉施設などが候補として上げられますが、実際に災害時に施設が対応できるか、設置場所として適切かなど検討すべき課題もあり、設置にあたっては、関係する施設と十分な協議が必要と考えております。

したがいまして、町内の介護施設や福祉施設等と協議する場を設け、災害時における要援護者支援として、福祉避難所の設置に向けて対応してまいります。

以上であります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

丁寧なご答弁ありがとうございます。もう少し要領よく質問すればよかったですのですが、ちょっと質問が多岐にわたって、長い答弁、本当にご苦勞をおかけしました。

それでは、再質問させていただきます。

最初の財政計画についてでございますが、さきの質問の中にも、平泉町の財政状況の現在はこのものの中で、町としては今、平成18年、平成19年の頃に比べればかなり良い状態になっている、財政調整基金も、10億を超える調整基金もありというふうな答弁も聞いております。これは3月の予算編成のときの財政状況の中で、ただ平成28年度を境に単年度収支がマイナスとなっていく状況だということで、それを財政調整基金で賄っていきたいと、そういう説明がありました。今後の平成32年までの計画の中では、説明にもありましたが、最低限4億の調整基金を残すという考えだと思います。

ただ、国も消費税を上げない、据え置きという形、あるいは地方交付税も予想以上の人口の減から、ちょっと高い時期もあったのですけれども、たぶんこれから減っていくだろうと、そういう予測のもとに、かなり手堅く財政計画は努力をされているというのは本当によくわかります。

ただ、今後財政大型事業を控えた中で、その辺は毎年度見直すと言いながら、そここのところの財政施策等に対してきちっとした考えを持っているのかということを確認したいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ財政計画につきましては、毎年度毎年度、主要な時期を捉えましてシミュレーションをしているところでございます。その中で、最終的には平成28年度以降、大型事業の償還等が始まってくるわけございまして、それに基づきまして、財政調整基金から取り崩ししながら償還していくというような状況に至るといようなことございまして、最終的には、標準財政規模のいずれ15%については、目安としてキープしていきたいというふうなことで、2億はキープしていきたいというふうな、堅持していきたいというふうな考え方にに基づきまして、いずれこれを堅持できないような状況にある場合につきましては、ハード事業の見直しといいますか、例えば年度、実施年限の延長ですとか、逆に言えば実施年度のスライドですとか、そういう形のものの対応方法も検討せざるを得ない状況にくる可能性もあるということで検討していきたいというふうにご考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

この財政状況の説明の中で、実質公債費比率が平成32年には11.5%の目標、見込みという形で出されておりましたけれども、総合計画の中では17.9%を見込むという形の数値が出されております。この辺の差異について説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

いずれ平成26年度決算で実質公債費比率10.2%という数値でございます。最終的には総合計画の中で17.9%という数値を示したことにつきましては、いずれ県で示されております額が、率がございまして、その中で18%を超えますと、起債をするにあたって県の許可が必要になるというような条件を示されておりますし、25%を超えた場合には、早期健全化計画を策定しなさいというような状況でございます。いずれ18%を超えない中で、まず最大でも17.9という数値を設定いたしまして、その差異で、今現在の10.2%からの差異でございます7.7%部分を見込んだ形で、17.9%未満という数値を設定させていただいたものでございまして、これにつきましては、極力今の10.2ポイントという数値がございすけれども、それら低い数値に抑えながら財政シミュレーションを毎年度毎年度させていただきまして、極力17.9というものは、最大見込んだ場合の最悪のパターンでございまして、これを超えないような中でシミュレーションで対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

今、総務課長のほうから最悪のパターンを想定して17.9とお聞きしたので、そうであれば納得できるかなというところです。

実は、先ほど町長の答弁の中に、地方交付税の今後の見通しの中で、国がトップランナー方式に移行するというお答えがありましたけれども、このことについてちょっと説明をお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

総務省におきましては、このトップランナー方式の導入というふうなことで、特にも総務省が指定しました16の業務というものがございす。その中には、学校給食の調達ですとか調理、それから庁舎内の清掃業務ですとか夜間の警備、それから総合案内、一般ごみの収集等々の16の業務がございまして、平成28年度にこれらの業務のいくつかは、できる限り多くの業務について着手してくださいというような形の内容でございます。その業務について、当町におきましても、一部業務につきましては既に手掛けている、着手しているものが入っておりますので、このトップランナー方式の採用は受けることができるというような形で認識をしているところでございます。この中で、トップランナー方式の対象となるというような自治体という形で、交付税につきましても、極力国勢調査に伴いまして、人口等の減もあったわけでございますけれども、それらに激減緩和に対処することもあわせて、これらで急激な地方交付税の削減については対応できるものであるというふうに考えてございます。いずれこの5年間のうちに、適正な歳入歳出を見込んだ財政計画を立てながらの行政サービス、行政事務の執行というような形で対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございます。トップランナー方式という、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映するという取り組みということで、国はこういう形で行革を推進、がんがんとやらせながら、そして交付税を減らしながらという、アメとムチというようなやり方をやっているのかなというふうに思うのですが、やはりこの間、新聞紙上でも第3次行革プランの総括ということが出ておりましたけれども、90%達成率ということで、第4次の中で取り組みのところでは、住民に開かれた信頼される行政運営、32ある審議会や運営委員会、委員会などのそういったところを見直していくと。そして、団体や個人に対する補助金、負担金の透明性を図るため、目的や補助金、支出先などを公表していく。そして、各課に事務局のあるような団体は、独立というか自立させていく。そういう方針を打ち出しているわけですし、そして第4次の中の民間委託、民営化の中で窓口業務、それから給食調理業務、小学校の委託検討とか、8項目色々出ているわけですけども、全国的に見ても、やはり子供にかかわるところとか教育、あるいはそういったところの民間委託の問題ということも結構指摘されているところですが、その辺の兼ね合いをどういうふうに考えているかをお願いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

行財政改革を実施するにあたって、民間委託という考え方については、外せないところではございます。ただ、全て民間委託に移行することが本当に最善の方策かといいますと、それはすぐには言い切れない内容でございます。いずれそれぞれの事務事業につきまして、内容等を十分精査、検討させていただいて、本来行政サービスとしてやるべき内容を直営方式がいいのか、委託方式がいいのかというようなものを十分に議論した上で、結論付けた形で実施していくというような方向性で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ありがとうございます。この件に関しては、本当に色々な話し合いといいますか、そういった精査した上で計画を入れていく、実際に行っていくというふうなやり方をぜひとっていただきたいと思います。

次に、今までの決算カードとかの経年の比較を見ている中で、経常収支比率の部分、これは義務的経費の占める割合ということなのでしょうけれども、必ず出さなければいけない経費、それが大きく占めている人件費というところがあります。これは類似団体との比較、そして経年的に見てもやはりかなり高いということで、評価の中でも適正な方法をとすることは受けていると思います。これは人事評価ということにも繋がっていくと思うのですが、やはり職員の士気を高めるためには、本当に職員給与が高いことは悪いことではないと思いますし、その分本当にきちっと働いていただく、そして評価に反映させていくということが非常に大事なことではない

のかと思います。平泉町の職員の皆さんも本当に有能な方が多いですし、若い職員も非常に頑張って仕事をされていると思います。そういった意味で、平成28年度から取り組む人事評価、その方法に、ご答弁の中にも色々課題も出てくるだろうという答弁がありました。その課題についてどういうふうを考えているか伺います。

議長（佐藤孝悟君）

岩渕総務課長。

総務課長（岩渕毅志君）

まず、人事評価につきましては、最終的には給与等に反映するというような最終目的があるかもしれませんが、いずれ当面、人材育成というふうな観点を主眼に置きましてやらせていただくという形でございます。その中で人事評価をいたしますと、評価者それぞれの判断のばらつき等もあるわけでございます。平成28年度から本格実施ということではございますけれども、それらも踏まえながら、いずれ評価者それぞれの管理職の考え方、統一するようなマニュアル等は示して実行するわけではございますけれども、どうしてもやっぱりまだ始めたばかりということもございまして、慣れないという点もございます。それらを共通の認識に基づいて公平な形でできる業績評価等々、できるような形のシステムにつくり上げていくというのが今後の課題であるというふうに思っておりますし、それに基づきまして人材育成、それぞれの職員の能力向上に繋げていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

町長のお話の中に、楽しくなければ仕事ではないという、働くということの基本という話だと思っておりますけれども、やはり職員間の報・連・相と言いますか、そういったことでコミュニケーション、あるいはたぶんそうすると評価する側の負担ということもかなり出てくると思いますが、やはりコミュニケーションとかそういった研修もきちんと重ねて、いい形の人事評価制度を進めていただければと思っております。

それでは、次に移りまして、第6次の高齢者福祉計画でございますが、これまでの介護予防給付として行われてきた訪問介護・通所介護が介護予防・生活支援サービス事業となるということですが、平成26年に改正になって平成27年度から、平成27、平成28、平成29という3年間の移行期間ということで、これ既にサービスを受けている要支援の方たちは今現在どうなっているか、そこわかりますでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

要支援の方につきましては、当初からこの第6期の計画にあるとおり、デイサービスとかヘルパーさんを受けられるような状況は、それは変わっておりません。

議長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ちょっと施設のところでサービスを受けている方に聞いたのですけれども、これは仕方がないことなのかなと思うのですが、ある時期から2つに分けられたという形で、時間あるいは受けるサービスが変わったということです。同じ施設の中で同じようにサービスを受けていたのだけれども、その支援の人たちは帰りも早くなったので、施設に聞いてみると、3時ぐらいに帰らなければいけないという、そういうサービスで、そして食事は実費でいただけるからいいけれども、入浴介助は、これはサービスだという形の方法をとっているということを知りました。かなり施設の中でも戸惑いといいますか、そういったことがありますし、サービスを受けている人たちも、何かちょっと笑い話ふうなのですけれども、何か本家と分家に分けられたという話を、私たちは本家に入れたいのだみたいなことで、分家の人たちは別の部屋に入れられてしまったというような何か不満もあったようです。

来年度4月ということで、新たなそういった総合事業になった場合に、サービスする場所、今現在、らく楽バランスアップ教室を、これは機能訓練を含めたサービス、ふくしの里デイサービスセンターで行っていると思うのですけれども、これは総合事業なわけですよ。ちょっと確認です。

議 長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

いずれ今お話あったように、来年の4月から切り替っていくということになるのですけれども、事業所とすれば、現在色々な形で、色々な事業所の考えでサービスも、先ほどの入浴をサービスとしてやっているとか、それが4月からは若干単価も下がるということは聞こえてきています。まだ具体的にどうだかはわかりませんが、そうなったときも想定して、今やっているのが継続できるかどうか、それから利用する人にとって、それが魅力あるサービスなのかとか、やはり色々な検討しながら現在進んでいることは確かだと思います。

いずれそういうこともあって、色々な検討を今、介護保険課、行政組合とも対応検討しておりますが、そこは事業者さんとも調査のニーズを把握しながら対応していくという方向でおりますし、先ほどのらく楽バランスアップ教室、総合事業をにらんで対応をしているというところですよ。

議 長（佐藤孝悟君）

7 番、升沢博子議員。

7 番（升沢博子君）

ということは、今そういった要支援で通所介護を受けている人たちは、保険という形ではなく、先ほどの答弁の中にもありましたように、広域行政のほうで単価も新たに決めていくということになるわけですね。ということは、また介護費用も変わっていくということですか。その辺をちょっとお願いします。

議 長（佐藤孝悟君）



高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

具体的に、例えば町におりてくるという形での言われ方していますが、包括支援センターを通すか、それからもしくは事業所に直接、行政組合から委託になるかはちょっとまだ決まっていますが、いずれそういう形で、今後とも要支援の方についてもサービスは受けられるということになりますけれども、介護保険の給付ではなくて委託事業になってくるということで対応が変わっていくというふうになります。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

また新たに平泉でも特別養護老人ホームが来年、今年度中にというところが出てきておりますけれども、職員ということで、職員の確保が難しいということは常に聞いているわけなのですが、介護人材の確保のために、たしか一関は従来からやっている介護職員初任者研修奨励事業ということで今年度予算に15万計上になっておりましたが、これは何人ぐらいの補助というふうに考えているのでしょうか。

議長（佐藤孝悟君）

高橋保健センター所長。

保健センター所長（高橋和夫君）

5万円で3人を今のところ予定しておりますが、もっと要望があれば当然、補正で要求していきたいと考えております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

このほかにも色々な介護の職員、仕事につくための優遇措置といいますか、そういったところもほかの自治体ではとっているところがあるようです。研修費の全面的な免除とかそういった形の、あと研修を別にさせるとか、そういった方法もとっているようですので、やはり職員の質ということが一番大事になってくるとお思いますので、その辺は町としても、ここはぜひとも予算をとっていただければというふうに思っています。

次に、福祉避難所についてでございますが、つい最近県内で福祉避難所に指定されているところがなかなか少ないということで、平泉もなかなか指定が進んでいないということが書かれていたわけなのですが、やはりたぶん何年前にもそういったところが急務ではないかというふうに議会の中でも取り上げられた経緯もありますし、今現在、大災害、大地震とかあった場合のそういったことが本当に大事になってくるとお思いますし、そして要介護支援者の計画、個別計画とかそういうことをつくっていくためにも、やはりこれはなかなか難しい課題もあってというふうなご答弁でございましたけれども、そこについてやはりどうなのか、もう一度伺いたいと思います。

議長（佐藤孝悟君）

菅原町民福祉課長。

町民福祉課長（菅原克義君）

まず、福祉避難所についてはこれからといったようなところなのですが、まずは災害時の要援護者の支援ということで、避難行動要支援者避難支援計画をこの4月に策定をしたところがございます。その中で、先ほど答弁にあったような福祉避難所の設置に向けて努めるというふうな表現になってございます。

それで、課題があるということです。施設側にお願いするようになります。協定を結んだと言いつつもお願いするようになりますので、まず施設が、施設内のまず入所者を主にやはりやらなくてはならない。そのほかに迎え入れて対応できるかといったようなこと。それから、1カ所だけではなくて、やはり地域それぞれなければ、機能として果たせないだろうといったような場所の問題。

だから、今後いずれ町内にある施設全てを集めまして、この福祉避難所についてそれぞれの施設のお考えを聞きながら、できるところから協定を結んでいくといったような形になるのかなというふうには考えております。

議長（佐藤孝悟君）

7番、升沢博子議員。

7番（升沢博子君）

災害というところが、突然といいますか、そういう形で起こってくると、やはりそういった災害弱者といわれている人たちがどういった避難という形になるのかというところを、きちんとそこはつくっていかねばいけないというのが今現在の私たちも急務だと思いますので、その辺はぜひ検討ではなく町内のそういった施設と具体的に協議を重ねて、そしてやっぱり前に進んでいくという方向を避難要支援者名簿の作成と同時に行っていただきたいと思います。

以上、ちょっと財政のこと、それから6次の福祉計画のことについて伺いました。

あと、最後に財政のことなのですが、何年か前に、体育館建設のところ非常に財政的に大丈夫なのかという町民の色々な疑問点があったときに、再三再四にわたって役場の職員の方たちが本当に懇切丁寧に資料をつくって町民に説明をしてくださいました。今やはり私たち議員もそうなのですが、役場の本当にきちんと財政をやっているということはわかるのですけれども、見える化ということ国の方でも進めていると思いますし、そして町民、市民が財政白書を自分たちでつくるという時代になってきております。

ですので、やはりわかる、大型事業が続いていくけれども平泉は大丈夫なのですかということを形で示せるような、そういった方法をとっていただければということをお願いして、私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤孝悟君）

これで升沢博子議員の質問を終わります。

以上で、本日の一般質問を終わります。

---

議 長（佐藤孝悟君）

これで本日の日程は全部終了しました。

なお、次の本会議は明日10日午前10時から、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午後 4時29分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二